

# 佐伯市 過疎地域自立促進計画

(平成28年度～32年度)

平成28年9月 変更  
平成29年3月 変更  
平成29年8月 変更  
平成30年3月 変更  
平成30年9月 変更  
平成31年3月 変更  
令和元年6月 変更  
令和2年1月 変更  
令和2年7月 変更

平成28年3月

大分県佐伯市

# 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	佐伯市の概況	1
ア	佐伯市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	佐伯市における過疎の状況	3
ウ	佐伯市の社会経済的発展の方向	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
ア	人口の推移と今後の見通し	4
イ	産業構造の現況と今後の動向	7
(3)	行財政の状況	9
ア	行財政	9
イ	施設整備水準等の現況と動向	11
(4)	地域の自立促進の基本方針	12
ア	地域特性を生かした産業づくりの推進	12
イ	一体的な交通体系の整備と都市機能の充実・強化	13
ウ	ゆとりと潤いのある安全・安心社会の実現	13
エ	すこやかで心ふれあう福祉の充実	14
オ	創造力を育む教育と地域文化の振興	14
カ	連携と交流による地域の活性化	15
キ	人にやさしい行政と地域コミュニティの育成	15
(5)	計画期間	15
2	産業の振興	16
(1)	現況と問題点	16
ア	農業・畜産の振興	16
イ	林業の振興	16
ウ	水産業の振興	16
エ	商工業の振興	17
オ	観光・レクリエーションの振興	17
カ	創業・就業支援策の強化	18
キ	地域ブランドの確立	18
(2)	その対策	18
ア	農業・畜産の振興	18
イ	林業の振興	18
ウ	水産業の振興	19
エ	商工業の振興	19
オ	観光・レクリエーションの振興	19
カ	創業・就業支援策の強化	19
キ	地域ブランドの確立	20
(3)	事業計画	21
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	29
(1)	現況と問題点	29
ア	道路網の整備	29
イ	公共交通の整備	29
ウ	情報・通信の整備	29
エ	地域間連携・交流の推進	30
(2)	その対策	30
ア	道路網の整備	30
イ	公共交通の整備	30
ウ	情報・通信の整備	31
エ	地域間連携・交流の推進	31
(3)	事業計画	32
4	生活環境の整備	35
(1)	現況と問題点	35
ア	水道施設の整備	35
イ	生活排水処理施設等の整備	35
ウ	廃棄物処理施設の整備	35
エ	火葬施設の整備	35

オ	消防の推進	3 5
カ	環境衛生の推進	3 6
キ	住環境の整備	3 6
ク	公園・緑地の整備	3 6
(2)	その対策	3 6
ア	水道施設の整備	3 6
イ	生活排水処理施設等の整備	3 6
ウ	廃棄物処理施設の整備	3 6
エ	火葬施設の整備	3 7
オ	消防の推進	3 7
カ	環境衛生の推進	3 7
キ	住環境の整備	3 7
ク	公園・緑地の整備	3 7
(3)	事業計画	3 8
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	4 1
(1)	現況と問題点	4 1
ア	高齢者福祉の充実	4 1
イ	障がい者福祉の充実	4 1
ウ	地域福祉の充実	4 1
エ	子育て支援の充実	4 1
(2)	その対策	4 1
ア	高齢者福祉の充実	4 1
イ	障がい者福祉の充実	4 2
ウ	地域福祉の充実	4 2
エ	子育て支援の充実	4 2
(3)	事業計画	4 3
6	医療の確保	4 5
(1)	現況と問題点	4 5
(2)	その対策	4 5
(3)	事業計画	4 6
7	教育の振興	4 7
(1)	現況と問題点	4 7
ア	学校教育の充実	4 7
イ	社会教育の推進	4 7
ウ	社会体育の振興	4 7
(2)	その対策	4 8
ア	学校教育の充実	4 8
イ	社会教育の推進	4 8
ウ	社会体育の振興	4 8
(3)	事業計画	4 9
8	地域文化の振興等	5 2
(1)	現況と問題点	5 2
(2)	その対策	5 2
(3)	事業計画	5 3
9	集落の整備	5 4
(1)	現況と問題点	5 4
(2)	その対策	5 4
(3)	事業計画	5 5
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	5 6
(1)	現況と問題点	5 6
(2)	その対策	5 6
(3)	事業計画	5 7
[添付資料]		
	過疎地域自立促進特別事業 (H28~H32)	5 8

## 佐伯市過疎地域自立促進計画

### 1 基本的な事項

#### (1) 佐伯市の概況

##### ア 佐伯市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

###### (ア) 自然

本市は、大分県の南東部に位置し、北は津久見市、西は臼杵市及び豊後大野市、南は宮崎県に隣接しており、南部から西部にかけては「祖母傾国定公園」の一角をなす山岳地帯によって区切られている。東部は豊後水道に面し、四国を望む南北約270kmに及びリアス式海岸が続いており、この海岸線は「日豊海岸国定公園」に指定されている。

市内は、番匠川下流域の平野部（沖積平野）を中心に発展した市街地地域と、西部の山間部地域、東部の海岸部地域に大きく区分される。市街地地域は、県内・九州内各地との交通の結節拠点となるほか、豊後水道を隔てて高知県宿毛市とフェリーで結ばれるなど、社会、経済、文化等の各分野において都市機能を果たしている。

山間部地域においては、傾山（1,605m）を筆頭に、夏木山、桑原山に代表される急峻な山々が連なっており、ブナ・ツガ等の自然林が残っている。また、スギ・ヒノキの植林も盛んで、山岳地帯は豊かな森林資源を有しており、その合間を美しい川が流れる景色が本市を特徴づけている。また宇目地域は、大分県・宮崎県及び佐伯市・豊後大野市・竹田市・延岡市・日之影町・高千穂町とともに、「祖母傾山山系」として、ユネスコエコパーク登録を目指している。

海岸部地域においては、リアス式の変化に富んだ海岸線と複雑に入りくんだ湾や浜辺が美しい景観を創出している。黒潮の荒波にもまれた豊富な水産資源に恵まれ、天然の良港が点在している。その他、「日本の白砂青松百選」や「日本の渚百選」にも選定された県下でも有数の海水浴場を数多く有し、夏には観光客や海水浴客で賑わっている。また、佐伯湾内の大入島、元の間海峡を隔てた大島、蒲江港の南方に浮かぶ屋形島・深島のほか、彦島・水の子島・八島など、日本最北限といわれる天然の珊瑚礁を有するものも含めて数多くの離島が存在しており、フィッシングやダイビングスポットとしても有名である。

本市の中央部を東に流れる番匠川は、三国峠を水源としており、幹川流路延長38km、流域面積464km<sup>2</sup>で、流域内人口は57,000人におよび九州有数の清流と豊かな水量を誇り、四季を通じて住民に豊かな恵みをもたらすと同時に、地域のシンボルにもなっている。番匠川は、堅田川、井崎川、床木川、久留須川等を始めとし、多くの支流を有している。

本市の総面積は903.54km<sup>2</sup>と九州で最も広大な面積となっており、林野面積が87.4%を占めるなど自然が多く残されているところに特徴がある。集落は平地がわずかであるため市街地地域などを除けば、海岸部や河川沿いの狭隘な平坦地に点在している。

気候は、南海型気候に属しており、年平均気温は16℃前後と比較的温暖で、夏に降雨量が多く、冬には晴天が多いのが特徴である。積雪はほとんどなく1年を通しての気温の変動幅は大きく、夏期には30℃を超え、冬期には零下まで下がる。

豊後水道の影響を受ける海岸部地域は特に暖かく、その多くが無霜地帯となっている。一方、山間部地域は冬期には特有の吹き下ろしにより海岸部地域に比べて気温が2～3℃低くなり、一部では霜による被害も見られる。

年間降水量は 2,000mm 前後で、7 月から 9 月にかけては台風の進路となることが多く、災害に見舞われることがある。

#### (イ) 歴史

この地域は、今から約 9 千年前の縄文時代早期から人間の暮らしが営まれており、下城遺跡・白瀉遺跡などに集落がつくられた弥生時代を経て、つづく古墳時代は、古代海部の特徴を持つ古墳が、海や川を見下ろす島嶼部や丘陵上に築かれた。当時の人々と海や川との深いつながりをうかがわせる。

律令体制下では、古代の役所である佐伯院が置かれ、やがて中世には佐伯氏の統治となった。江戸時代には毛利氏の藩政下にあり、番匠川河口に築かれた城下町・佐伯を中心に栄えた。その後、幾度かの地方自治制度の改革を経て、市町村数も明治 22 年の市制町村制施行当時、1 町 25 か村であったものが、佐伯市、南海部郡 5 町 3 村（上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町）となった。

広域市町村圏の指定が県内で最も早かったのが本地域である。これは、地域としてのまとまりがあったことを示すものであり、消防、し尿処理、特別養護老人ホーム、介護保険の認定事務など、様々な分野を共同で行ってきた。

平成 11 年の地方分権一括法による合併特例法の一部改正により、国の財政支援等が更に拡充され国の施策として市町村合併の推進がなされるようになり、平成 17 年 3 月 3 日、佐伯市・南海部郡 5 町 3 村が新設合併し、新しく「佐伯市」が誕生した。

#### (ウ) 社会・経済

本市は、商工業や都市機能が集積している市街地地域と、その周辺に位置する山間部地域と海岸部地域に大きく分けられる。山間部地域は国道 10 号及び 326 号、県道三重弥生線及び小野市重岡線等によって、海岸部地域は国道 217 号及び 388 号、県道色宮港木立線及び梶寄浦佐伯線等によって市街地地域と結ばれ、日常的に往来がなされている。しかし、山間部地域と海岸部地域を直接結ぶ道路網は乏しい状況である。市外とのアクセスについては、本市を南北に通る国道 10 号及び 326 号は大分市と宮崎県を結ぶ幹線となっているほか、佐伯港からは高知県宿毛市へのフェリーも就航しており、交通の要衝となっている。高速交通網については、平成 27 年 3 月に佐伯インターチェンジから蒲江インターチェンジまでの区間が開通し、大分県と宮崎県を結ぶ東九州自動車道が全線開通した。この東九州自動車道の整備により、その利便性の向上はもとより、地域経済の活性化に対しても大きな期待が寄せられている。

市街地地域は本市の北東部に位置し、第 2 次産業、第 3 次産業が発達し、都市的な機能が集積した地域である。海岸部地域にも山間部地域にも立ち寄りやすく、両地域の良さも生かすことのできる地域でもある。また、近年は郊外化が進み周辺部の開発が進んでいる。その一方で、中心市街地の商業を中心とした都市機能集積が低下している。

山間部地域は本市の西域に位置し、農林業を主要産業としており、番匠川の河川流域では日本一収穫の早いそばの生産などが行われている。また、施設栽培が推進されており、野菜、花きの産地化や茶等の地域特産品の開発が進められている。さらに近年は、清流を始めとした地域資源を生かした環境保全型の観光産業が振興されている。しかし、過疎化・高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、耕作放棄地や森林の管理の問題が生じつつある。

海岸部地域は本市の東域に位置し、海洋資源に恵まれ、水産業と水産加工業が主要産業となっている。近年は資源管理型の水産業が振興されるなど自然との共生が図られている

ものの、魚価の低迷や漁獲高の減少、過疎化による後継者不足などの課題も生じている。このような状況の中、海の持つ多面的な魅力を活用した観光振興には、特に大きな期待がかかっている。

#### イ 佐伯市における過疎の状況

国勢調査によると、昭和 35 年に 114,262 人あった人口が、昭和 40 年までのわずか 5 年間で 9,216 人の減少。以降、昭和 40 年から昭和 50 年までの 10 年間で 8,729 人減少、昭和 50 年から昭和 60 年までの 10 年間に於ける減少数は 410 人で、人口減少に歯止めをかけたかに見えたが、昭和 60 年から平成 7 年までの 10 年間に 7,791 人、平成 7 年から平成 17 年までの 10 年間で 7,819 人、平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で 3,346 人減少し、平成 22 年の人口は、76,951 人となっており、過疎化の厳しい状況が続いている。特に、若年者の減少は深刻で、15 歳～29 歳人口の占める割合は年々減少している。その一方で、高齢者の占める比率は年々増え続け、平成 22 年の 65 歳以上人口の比率（高齢者比率）は 32.4%にまで達している。これらの要因は、昭和 30 年代後半からの高度経済成長期による人口の都市集中及び産業構造の転換という全国的な動きの中での若年者の都会流出や本市の基幹産業である農林水産業の低迷などが考えられる。

こうした中、本市において合併前から過疎地域であった旧 4 町 3 村（上浦町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町）は、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法及び昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域振興計画、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域活性化計画、平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画を策定し、交通通信体系の整備、生活環境の整備、産業の振興を中心に総合的かつ計画的な対策を実施・推進してきた。この結果、交通通信体系の整備による地域住民の生活圏の拡大、簡易水道施設等の公共施設整備による生活水準の向上や産業基盤の整備が進み、また、地域の活性化につながる観光・レクリエーション施設が整備されるなど、各分野において着実に成果を上げてきた。

しかし、依然として、地域間を結ぶ道路網や産業基盤・生活環境等の整備が十分とはいえず、引き続き道路網整備などハード面での諸施策を実施する必要がある。加えて、地域の産業や生活環境、福祉・医療、教育等の各分野において、市民の暮らしに安心と安全をもたらす施策や地域の活性化事業、住民活力の向上をめざす活動の支援など、本市の過疎対策として効果を有するソフト面での諸施策にも取り組む必要がある。

あわせて、平成 27 年度からは、地方創生の取組も始まり、これまで歯止めをかけることのできなかった人口減少や高齢化に対する施策も進めていく必要がある。

今後は、新市建設計画の将来像である「豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市」の理念をふまえ、第 1 次佐伯市総合計画のキャッチフレーズである「九州一の広大なやさしさ 佐伯市」の実現に向け、心豊かな暮らしの中で、交通通信体系の整備や産業の振興、生活環境基盤の整備、定住促進等を進めていく必要がある。

#### ウ 佐伯市の社会経済的発展の方向

本市は、美しく豊かな自然資源を生かした農林業や水産業と、都市部を中心に発展した造船業を始めとした重厚長大産業を基幹産業としてきた。

しかし、長期に及ぶ景気低迷や構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足といった状況が続き、依然として地域経済も全体的な下げ止まり感を拭いきれていないのが実情である。

本市の社会経済の発展に向け、従来の基幹産業に対する更なる支援に加えて、企業の誘致や新産業の創造、様々なビジネスを対象にした起業支援等が必要である。また、新しい発想のできる人材の育成・事業者間の交流や連携による新規事業・新分野への進出等を支援し、本市が有する潜在的な力を活用した産業の育成が求められる。

さらに、基幹産業を始め新産業が、時代のニーズや高度情報化に的確に対応していくことが重要であり、地域産業の発展に向けた視野の広い活動と情報化への取組が必要である。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と今後の見通し

本市の総人口は、平成 22 年に 76,951 人となっており、50 年前の昭和 35 年の総人口の 114,262 人と比べると、37,311 人減少し、増減率はマイナス 32.7%となっている。

また、総人口に占める 65 歳以上人口の比率（高齢者比率）は、これまでの 20 年間で急速に高齢化が進み、平成 22 年で 32.4%となっている。高齢者が増える一方で、少子化の進行によって、年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）が急激に減少し、平成 22 年の総人口におけるそれぞれの人口は年少人口が 8,953 人、生産年齢人口が 42,889 人となっている。しかも、高校や大学への進学や就業機会を求めて、市外・県外への人口流出が続いている。

日本の将来推計人口は、少子高齢化社会の本格的な到来によって、総人口は今後、長期にわたって減少傾向が続くとされている。したがって、出生率の大幅な上昇を期待することが難しく、日本の総人口が減少に向かうなかで、地域間移動等による社会増減を別にすると、出産や死亡による自然増減の部分では、ほとんどの市町村において人口は減少していくと考えられる。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、本計画の最終年度である平成 32 年度の本市人口は、約 68,000 人に減少すると予測されている。しかし、農林水産業・商工業などの地場産業の振興、企業の誘致と留置、定住促進等の諸施策を講じることで人口の減少を抑制する一方、東九州自動車道の利活用によって観光事業を推進することで、今後は交流人口の増加を目指した施策展開が必要となる。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 114,262	人 105,046	% △8.1	人 96,667	% △8.0	人 96,317	% △0.4	人 96,534	% 0.2
0 歳～14 歳	37,845	30,076	△20.5	24,450	△18.7	22,547	△7.8	21,389	△5.1
15 歳～64 歳	67,591	65,598	△3.0	62,240	△5.1	62,792	0.9	62,906	0.2
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	26,905	24,004	△10.8	20,912	△12.9	19,790	△5.4	17,687	△10.6
65 歳以上 (b)	8,826	9,372	6.2	9,977	6.5	10,955	9.8	12,238	11.7
(a)/総数 若年者比率	% 23.6	% 22.9	—	% 21.6	—	% 20.6	—	% 18.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.7	% 8.9	—	% 10.3	—	% 11.4	—	% 12.7	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 95,907	% △0.7	人 91,217	% △4.9	人 88,116	% △3.4	人 84,449	% △4.2	人 80,297	% △ 4.9
0 歳～14 歳	20,003	△6.5	16,619	△16.9	13,944	△16.1	11,796	△15.4	10,255	△13.1
15 歳～64 歳	62,270	△1.0	58,999	△5.3	55,627	△5.7	51,171	△8.0	46,871	△ 8.4
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	15,504	△12.3	13,837	△10.8	13,131	△5.1	12,104	△7.8	9,959	△17.7
65 歳以上 (b)	13,634	11.4	15,594	14.4	18,545	18.9	21,440	15.6	23,106	7.8
(a)/総数 若年者比率	% 16.2	—	% 15.2	—	% 14.9	—	% 14.3	—	% 12.4	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.2	—	% 17.1	—	% 21.1	—	% 25.4	—	% 28.8	—



区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	人 76,951	% △4.2
0 歳～14 歳	8,953	△12.7
15 歳～64 歳	42,889	△8.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	8,392	△15.7
65 歳以上(b)	24,825	7.4
(a)/総数 若年者比率	% 10.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 32.3	—

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 87,436	—	人 84,148	—	% △3.8	人 80,082	—	% △4.8
男	40,536	% 46.4	39,000	% 46.3	△3.8	37,022	% 46.2	△5.1
女	46,900	% 53.6	45,148	% 53.7	△3.7	43,060	% 53.8	△4.6

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 76,495	—	% △4.5	人 75,421	—	% △1.4	
男 (外国人住民除く)	35,373	% 46.2	△4.5	34,869	% 46.2	△1.4	
女 (外国人住民除く)	41,122	% 53.8	△4.5	40,552	% 53.8	△1.4	
参 考	男 (外国人住 民)	75	% 34.6	—	111	% 43.9	48
	女 (外国人住 民)	142	% 65.4	—	142	% 56.1	0

イ 産業構造の現況と今後の動向

本市の産業別人口の総数は、平成 22 年に 33,342 人で、本市人口の 43.3%を占め、昭和 35 年から平成 22 年までの 50 年間で 17,431 人減少し、増減率はマイナス 34.3%となっている。

昭和 35 年に産業別人口の総数が 50,773 人、うち第 1 次産業就業人口比率が 52.4%を占めていたが、農水産物の国際化による販売価格の伸び悩みや昭和 40 年代に始まった米の生産調整や木材価格の低迷等による農林業の不振により急減し、平成 22 年には就業人口比率が 9.3%にまで減少した。もともと就業人口に占める高齢者の比率が高いことや後継者不足から今後も減少が見込まれる。

第 2 次産業就業人口比率についても、製造業の大幅な伸びも期待しにくいことから微減傾向にある。全就業者に占める割合では若干上昇した時期もあったが、平成 22 年には、就業人口比率が 27.7%まで減少した。

第 3 次産業就業人口比率の動向としては、余暇の増大や自然志向が高まる中、観光産業への転換が図られた。また、従来の卸売業・小売業に加え、医療・福祉関係の雇用が進んだことによって大きく伸びてきた。しかし、総人口が減少することから消費者関連サービス業に対する需要が減少し、今後は減少することも考えられる。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 50,773	人 46,105	% △9.2	人 44,539	% △3.4	人 43,070	% △3.3	人 42,928	% △0.3
第 1 次産業 就業人口比率	% 52.4	% 43.0	-	% 33.1	-	% 23.9	-	% 19.5	-
第 2 次産業 就業人口比率	% 19.0	% 22.9	-	% 26.5	-	% 32.2	-	% 33.1	-
第 3 次産業 就業人口比率	% 28.6	% 34.1	-	% 40.4	-	% 43.7	-	% 47.3	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 42,277	% △1.5	人 40,765	% △3.6	人 41,033	% 0.7	人 37,788	% △7.9	人 35,715	% △5.5
第 1 次産業 就業人口比率	% 18.3	-	% 15.8	-	% 13.6	-	% 11.4	-	% 11.0	-
第 2 次産業 就業人口比率	% 31.8	-	% 33.6	-	% 33.8	-	% 31.2	-	% 28.5	-
第 3 次産業 就業人口比率	% 49.8	-	% 50.6	-	% 52.6	-	% 57.3	-	% 60.1	-

区 分	平成 22 年	
	実 数	増減率
総 数	人 33,342	% △6.6
第1次産業 就業人口比率	% 9.3	—
第2次産業 就業人口比率	% 27.7	—
第3次産業 就業人口比率	% 61.9	—

### (3) 行財政の状況

#### ア 行財政

平成 17 年 3 月に新佐伯市が誕生し、10 年が経過した。この間、学校施設の耐震化や南海トラフ地震に対する整備や体制の強化、本庁舎及び消防庁舎の建設や観光振興を始め多くの施策に積極的に取り組む一方、基金残高の上積みと市債残高の減額を図ってきた。

また、平成 27 年 3 月には、念願であった東九州自動車道「佐伯～蒲江間」が開通するなど、本市を取り巻く環境や社会情勢も目まぐるしく変化している。こうしたことから、今後も引き続き中長期的な課題への対応や継続的な行財政改革への取組が必要である。そのような中、「佐伯市」としての一体感を更に醸成させるために、職員一人一人が高度・多様化する市民ニーズに合わせた視点により、既存の制度や仕組み、考え方や意識の改革を行い、行政と市民・民間が相互に連携を図り、対等なパートナーとして支えあう市民協働によるまちづくり及び組織づくりを進めなければならない。

そのために、平成 27 年 3 月に策定された「佐伯市行政改革大綱」の基本方針「市民サービスの充実を基本に効率的な運営を行う」を基にした重点項目に取り組むこととしている。

特に健全な財政運営については、「第 1～2 期プラン」に基づいた歳出の削減努力及び地方交付税の増加などの要因により、基金残高は年々増加する一方、市債残高は減少しており、合併当時の危機的状況は脱し、改善が図られてきた。

しかし、社会構造が大きく変化する中、増加する社会保障関係費への対応や地域活性化及び防災対策への取組など、財政需要は多様化し、増大していくことが予想される。

本市の歳入における地方交付税の依存率は 4 割を超えており、その歳入の根幹である普通交付税が、一本算定に移行することや人口減少等の影響により交付額の減少が懸念される状況となっている。

このような中、歳入にあっては、市税収納率の向上に向けた取組や、使用料・手数料及び受益者負担の適正化、公有財産の有効活用など、あらゆる手法を凝らし、自主財源の確保に努めていく。

歳出にあっては、市民ニーズに的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを行い、限られた財源を有効に活用できるよう、本市の総合計画に沿った施策の選択と重点化を図っていく。

また、各特別会計、水道事業及び公共下水道事業会計についても、経営の健全化を図りながら、財政規律の維持に努め、中長期的な視点に立った、健全で持続可能な財政運営を行っていく必要がある。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	50,183,213	45,490,705	45,607,671	45,980,825
一般財源	28,953,694	27,270,914	27,886,721	28,221,984
国庫支出金	4,152,176	5,127,596	6,406,668	4,881,666
都道府県支出金	5,028,145	3,365,897	3,371,589	2,836,738
地方債	6,691,500	7,378,300	4,965,726	7,523,090
うち過疎債	1,631,200	1,094,800	1,172,500	811,100
その他	5,357,698	2,347,998	2,976,967	2,517,347
歳出総額 B	48,182,653	44,566,455	44,668,692	45,335,355
義務的経費	17,682,932	21,188,570	23,559,595	23,341,372
投資的経費	17,077,363	10,042,297	7,187,341	7,908,607
うち普通建設事業費	16,782,062	8,821,747	7,160,504	7,806,065
その他	13,422,358	13,335,588	13,921,756	14,085,376
過疎対策事業費	10,550,691	10,364,946	8,046,894	9,392,246
歳入歳出差引額 C(A-B)	2,000,560	924,250	938,979	645,470
翌年度へ繰越すべき財源 D	853,440	683,961	121,856	103,404
実質収支 C-D	1,147,120	240,289	817,123	542,066
財政力指数	0.281	0.320	0.330	0.314
公債費負担比率	16.3	23.1	25.5	25.6
実質公債費比率			13.2	11.1
起債制限比率	72	11.7		
経常収支比率	84.4	92.3	88.8	88.7
将来負担比率			59.8	14.4
地方債現在高	50,886,223	71,736,946	65,029,312	59,375,286

イ 施設整備水準等の現況と動向

昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法及び昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域振興計画、平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域活性化計画、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づく前期過疎地域自立促進計画と後期過疎地域自立促進計画をそれぞれ策定し、過疎地域の自立促進を図るための対策を積極的に推進してきたことと、内需拡大による公共事業の施行により、主に交通通信体系、生活環境基盤の整備がなされてきた。今後も交通通信体系の整備、生活環境の整備及び産業振興を中心として地域の特徴を十分に生かした地域づくり、すなわち自立促進が図られる施策を展開する必要がある。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末
市町村道					
改良率 (%)	19.0	33.9	43.4	52.8	59.6
舗装率 (%)	18.8	62.0	74.6	83.1	89.7
農道 延長 (m)					278,167
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	85.6	54.6	84.6	—
林道 延長 (m)					438,877
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	14.2	17.4	15.0	—
水道普及率 (%)	78.0	90.3	93.8	96.7	99.3
水洗化率 (%)	—	—	4.8	64.2	83.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	17.2	17.4	18.7

区 分	平成25年度末
市町村道	
改良率 (%)	59.9
舗装率 (%)	89.7
農道 延長 (m)	272,349
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—
林道 延長 (m)	439,098
林野1ha当たり林道延長 (m)	—
水道普及率 (%)	98.9
水洗化率 (%)	89.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	18.4

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

法律に基づいて昭和 45 年以降、過疎対策に関する目的達成のために、総合的かつ計画的な施策を行ってきたところであるが、依然として人口減少に歯止めはかからず、構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足等の状況が続き、地域活力の停滞を招いている。

このように社会経済環境が激しく変化する中で、大分県の過疎地域自立促進方針と同一基調のもと、新市建設計画で唱えた「豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市」及び本市総合計画の将来像である「九州一の広大なやさしさ 佐伯市」の実現を目指し、恵まれた自然環境と調和した農林水産業の振興、道路交通網を始めとする生活基盤の整備、美しく豊かな自然と潤いある住環境の整備等を進め、さらに保健・医療と福祉の充実、教育と地域文化の振興などに積極的に取り組む必要がある。

加えて、新たな施策として、定住促進事業を始めとした地方創生への取組及び公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の整理についても積極的に取り組んでいくこととする。

#### ア 地域特性を生かした産業づくりの推進

本市は、市民の定住に結びつく就業の場の不足等から、活力ある地域づくりに欠くことのできない若者が地域外に流出している傾向にある。このような状況を招いた背景には、地域の基幹産業である農林水産業や製造業等の低迷がある。よって、これら従来からの基幹産業の振興を図り、その復権を目指すとともに、新たな地域の基幹産業として期待される観光産業の振興に努める。また、情報化や循環型社会への移行といった時代のニーズをくみ取りながら、地域の特性を生かした企業誘致や新産業の創出、新規創業の支援などに努め、就業支援を図る。さらには、地域産業の発展を後押しするために、地域そのものの商品価値を高める「地域ブランド」の確立を進める。なお、地域の基幹産業における具体的な基本方向は以下のとおりとする。

農業については、多様な担い手を育成しながら、消費者ニーズに対応した安全な農産物の生産を進める。また、付加価値を高めるために施設園芸作物の生産を推進するとともに、特色ある加工品の振興に努める。

林業については、地域材の積極的な活用や特用林産物の生産支援、担い手の確保・育成、生産基盤の整備に加えて、各種団体を支援することにより、林業の振興、森林の保全を図る。

水産業については、漁場環境や生態系の保全・回復に努めるとともに、栽培漁業や資源管理型漁業及び環境に優しい養殖業の推進を図る。また、効率的な流通体制と衛生管理体制を確立するために、水産市場施設の整備に努めるとともに、輸出振興や魚食普及事業等による消費拡大対策にも取り組む。

加えて第 1 次生産者を基軸とした 6 次産業化や農商工連携の推進を支援し、農林水産物及び加工食品のブランド化を推進する。

商業については、都市形成や地域コミュニティの観点を加味しながら、市街地開発を推進するとともに商店街の活性化や空き地・空き店舗対策等の取組を行い販売意欲の向上対策に努め、地域の魅力ある商業空間の形成を目指す。加えて、周辺部地域における商業機能維持と小規模事業者育成に取り組む。

工業については、造船業を中心とした重厚長大産業やメカトロニクス（精密電子機械）産業の集積がある。また、海岸部の豊かな水産資源に支えられた水産加工業や山間部の医療機器産業等、地域ごとに特色のある産業集積も進んでいる。これら従来から集積している産業を支援するとともに、企業誘致を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図る。さらに、これまでに蓄積された技術を生かしながら、担い手の育成対策にも取り組む。

本市内の中小企業では事業継承の時期を迎えており、次代の佐伯経済を担う後継者・若手経営者等の人

材育成や創業意欲のある人材の発掘と育成及び未来の佐伯の産業の担い手となる高校生・中学生に対する就労意識の啓発に取り組む。

観光業については、東九州自動車道の開通を絶好の契機と捉え、食観光や観光施設の磨き上げ、観光商品づくり、観光ガイドの育成等を図るとともに、インバウンド推進にも努める。また、広域観光を視野に入れ、PRの充実を図りながら、本市の特性を生かした観光振興を推進する。

#### イ 一体的な交通体系の整備と都市機能の充実・強化

地域にとって交通網は、人間の体に例えると血管とも言えるものであり、様々な活力が地域へもたらされる。とりわけ、高速道路の効果は大きいものがあり、本市においても、念願の東九州自動車道佐伯～蒲江間が開通し、大分市から宮崎市まで高速道路で結ばれたことから、「高速新時代」を迎え、広域的な経済効果が大きいと期待されている。こうした現状を踏まえて、本市の一体性を考慮しながら、域内の国道、県道、市道、都市計画道路の改良・整備を促進し、各地域間を結ぶ循環型道路網の構築を目指し、さらに、地域特有の美しい景観に配慮した快適な道路環境づくりに努めていく。

また、道路整備に加えて、高齢化時代やコンパクトなまちづくりに対応するためにも移動・輸送手段の確保が重要となっており、公共交通網の整備を図る。具体的には、コミュニティバスの運行はもとより、民間の路線バス・航路・鉄道などの公共交通機関に対し、住民ニーズに沿った運行を働きかけていく必要がある。

従来、中心市街地は域内・域外から多くの人々が集まる拠点であり、地域の顔ともいえる存在であったが、近年はモータリゼーションの進展や郊外型店舗の増加・集積、少子・高齢化などにより、中心市街地の活気が失われつつある。よって、中心市街地活性化基本計画を基に、中心市街地機能の充実・強化を図る。

さらには、情報技術分野の振興を促し、市民が快適で便利な暮らしができるように、CATV施設など情報基盤の整備を進め、ネットワークを利用した地域情報の発受信に努める。

#### ウ ゆとりと潤いのある安全・安心社会の実現

日豊海岸国定公園の一翼を担う美しいリアス式海岸、祖母傾国定公園の一角をなす緑豊かな山岳地帯、番匠川を始めとした清流など、多種多様な美しい自然は、本市が誇るかけがえのない財産である。これらの自然は、環境保護の面からはもとより、水源涵養、国土保全、景観形成といった観点から見ても極めて貴重な地域の宝であり、その適正な整備に努め、潤いのある生活環境の実現を目指す。

また、住環境では、周辺環境との調和、災害対策、高齢者や障がい者への配慮を考慮して、公営住宅の建設・建替、宅地の分譲を計画的に進め、公園・緑地の整備を図るとともに、防犯・防災体制などを充実し、安全で安心できる地域社会の構築を目指す。

一方、廃棄物の減量化・リサイクルの推進や適正処理の確保など、地球環境・地域環境に配慮した施策を積極的に展開することに努め、循環型社会・環境調和型社会の実現を目指す。

水道施設や生活排水処理施設は、健康で快適な生活を支えていくための大切な基盤施設である。水道施設については安全でおいしい水の供給に努めるとともに、積極的に整備を進める。また、生活排水処理施設については様々な手法を用いて計画的に整備を図る。



## エ すこやかで心ふれあう福祉の充実

本格的な少子高齢化時代を迎えた今、時代の変化やニーズに即応した保健・医療・福祉制度の再構築が迫られている。よって、これまでの保健・医療・福祉の各分野が今まで以上に総合的に連携して、一人一人が健やかで安心して生活できる体制づくりを進めていく必要がある。また、地域の中での役割が増えつつあるボランティア団体やNPO法人を育成・支援するとともに、連携を図り地域に根付いた活動を推進する。なお、それぞれの施策分野の基本方針は次のとおりとする。

保健・医療については、幸福で充実した生活の基盤となる健康づくりを推進するために、保健・医療のスムーズな連携を図りながら、市民生活の向上を目指し積極的な心身の健康づくりを支援する地域保健の充実に努める。また、病気になっても安心して医療サービスを受けられる地域医療体制の充実に努める。

高齢者福祉については、健康寿命を延伸する取組として、高齢者が心の触れ合いのなかで在宅で生き生きと暮らせるように、生きがい対策等を推進する。また、介護保険制度の適正な運用を図るとともに、介護保険対象外の在宅福祉サービスや高齢者福祉施設の整備充実に努める。

障がい者福祉については、ノーマライゼーションの理念の基、障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるように、地域福祉団体等との連携を強化し、総合的な福祉施策を展開する。

地域福祉については、地域コミュニティの中できめ細かな福祉サービスの提供ができるように、民生委員や児童委員の充実に図りながら、新たな担い手として期待されるボランティア団体やNPO法人等との連携を進める。

子育て支援については、少子化、核家族化などによる家庭の養育機能の低下を補うために、家庭、地域、学校、育児グループなどの地域活動組織との連携のもと、保育幼児教育施設の整備充実や各種の子育て支援によって、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める。

## オ 創造力を育む教育と地域文化の振興

社会経済環境の変貌によって、あらためて人づくりの重要性や地域文化の意義が見直されている。とりわけ、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中では、思いやりや感性など「豊かな人間性」や、自らの課題を見つけ、考え、判断する「生きる力」を育成することが必要となっている。このため、児童・生徒の個性を伸ばし、一人一人の能力・適性に応じた教育を推進するとともに、「食」を始めとした地域の特性を生かした指導や創造力を育むための学校教育の充実に努める。

また、高齢化が進行する中で、活力に満ちた地域社会を築いていくためには、人間の尊厳と優しさのある人間性を基盤として自ら学ぶ意欲をもって主体的に生き抜くことが求められる。このため、豊かな生涯学習社会の実現に向けて、社会教育を推進し、教育環境・学習環境を整え、あらゆる世代・階層のニーズに対応できるよう努める。

一方、近年はスポーツ、レクリエーション志向など、特に健康への関心が高まっている。幸いにも本市は伝統的にスポーツが盛んな地域から成り立っており、スポーツそのものが地域文化として根付いている。よって、社会体育の振興を図るなかで、健康増進を図っていくことはもちろん、それに加えて本市の個性の一つとしてスポーツ文化をアピールできる施策を推進する。

さらには、先人が残してくれた貴重な文化遺産の保存や歴史資料の収集を積極的に進めるとともに、地域の財産として広く公開するなど、その利活用を図る。同時に、より文化的で豊かな生活が営まれるように、市内外の優れた芸術文化の鑑賞機会を増やすとともに、文化施設の充実と運営の改善・工夫に努める。

#### カ 連携と交流による地域の活性化

地理的、社会的環境の異なる地域に住む人々との交流は、新たな発想、地域特性の再発見、住民の地域への誇りや愛着の醸成を図ることにつながる。また、交流から連携へとステップを踏むことになれば、経済的・産業的にも少なからずの好影響が期待され、地域を活性化することも可能である。よって、本市では姉妹都市等との交流や隣接地との交流などを積極的に図り、また、国際化の時代にふさわしい国際感覚を身につける契機となるように、国際交流を積極的に推進する。

#### キ 人にやさしい行政と地域コミュニティの育成

地方分権が進展する中、地域には自主性・自立性を持ったまちづくりが求められている。また、住民ニーズやライフスタイルの多様化・高度化によって、行政だけのまちづくりには限界が見え始めている。したがって、今後のまちづくりには、市民の市政への参加を促進し、行政との連携による活動、すなわち市民と行政の協働が不可欠である。よって、市民が主体性を持って取り組むことができる助成事業を構築する。さらには、市民が自ら判断するための行政情報を開示し、発言できる場を提供するとともに、懇話会やワークショップなどによる住民ニーズの把握に努める。また、地域コミュニティを支える自治会や、地域のために活動するボランティア団体等とも連携を図り、住民に優しい開かれた行政のもとにまちづくりを推進する。

一方で、少子高齢化や過疎化のなかで、従来型の地域コミュニティ力の低下が見られ、小規模集落の増加にも歯止めがかからない状況である。住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちづくりが課題となっている。このため小規模集落対策や地域づくりの支援を行う。

#### (5) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5か年間とする。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業・畜産の振興

本市における耕地面積は2,030ha、総農家数は2,774戸であり、農家数は減少の一途をたどっている。また、海岸部地域では、海岸まで山が迫る急峻な地形のため、温暖な気候を生かした柑橘栽培が主となっている。山間部地域や本市の平坦部では稲作が中心に営まれている。

近年、農業所得の不安定と伸び悩みから、農業生産活動の停滞や兼業化、農業従事者の高齢化が進行し、特に後継者不足は深刻な問題となっており、非常に厳しい状況にある。また、畜産においても鳥インフルエンザや口蹄疫の問題、家畜糞尿処理等が課題となっている。

こうした状況を脱し、農業の振興を図るためには、引き続き、農業生産の向上と農業経営の安定化のために生産基盤を整備し、利用効率を高めていくとともに、果樹、野菜、花き、畜産などについてその育成と新技術の導入を図っていく必要がある。

また、新規参入者も含めて農業生産の担い手を確保していくための企業的農業の育成や、集落を基盤とする集落営農の育成・強化は継続した課題である。

#### イ 林業の振興

森林は木材や林産物の供給を始め、国土の保全や水資源の涵養、生活環境の保全・形成等多面的な機能を通じて、市民生活の向上に重要な役割を果たしている。特に本市の87.1%に当たる787.15k㎡が森林であり、その保有形態をみると、民有林が81.7%を占め、人工林率は54.4%で大半が針葉樹である。

広大な森林面積を有する本市の林業・木材産業を取り巻く現況は、過疎化に伴う担い手の減少や高齢化、所有者不明森林の増加等による森林の適正な管理不足、シカによる造林地への被害も依然として全域的に発生しているなど、森林の持つ多面的機能の低下が懸念されている。

このような状況の中、将来にわたり安定的な木材生産が図られるよう佐伯型林業循環施業を確立するため、行政・森林組合・民間企業・生産者が一体となり、苗木生産から再造林、育林、主伐、木材利用までを佐伯市地域で一体的に行う「佐伯型林業循環施業」の確立を目指している。

さらには、特用林産振興における椎茸栽培においても、高齢化等により担い手が減少傾向となっており、今後も県や関係機関と連携し、後継者や新規参入者の確保を図り、良質で安定した生産量を確保するため、施設整備等に支援を行うことが必要である。

#### ウ 水産業の振興

本市は水産業が盛んであり、豊後水道南部海域の優良な漁場を有している。まき網、底曳き網、刺網、定置網、一本釣り、潜水漁業等の漁船漁業が盛んで、イワシ、サバ、アジ、ブリ類、クルマエビ、磯物等の漁獲量が多く、平成25年の海面漁業漁獲量は20,455トンとなっている。また、良好な漁場を利用した養殖漁業も盛んであり、ブリ類を主体にヒラメ、マダイなどを養殖し、平成25年の海面養殖生産量は20,144トンとなっている。漁船漁業では漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油の高騰等による経費の増大など、ますます厳しさを増している。また、養殖漁業を取り巻く環境は、総じて漁場環境の悪化、不安定な魚価相場、飼料費の高騰などにより依然として厳しい状況が続いている。

こうした漁業を取り巻く状況は、漁業集落の活力に深刻な影を落としており、漁業就業者の減少と併せて高齢化の進展とともに、漁業協同組合の経営にも影響を与えている。

今後は、資源管理型漁業の推進、漁業生産基盤の整備、水産物流通・消費対策の充実、後継者育成・就業者支援、漁協組織の強化、漁業秩序の維持等が地域水産業振興の課題となる。

## エ 商工業の振興

本市の商業形態は、道路網、交通機関の発達、地理的条件から歴史的かつ社会・経済的に市全体が商圈となっており、買物動向は市街地地域に集中している。一方、海岸・山間部地域においては、食料品・日用雑貨品の販売が主である小規模零細で家族経営的な商店が見られる。平成 19 年商業統計調査によると事業所数は 1,237 店、従業員数は 6,583 人、年間商品販売額は 1,173 億円となっており、平成 14 年と比べいずれも減少している。

小売業の商品販売額が伸び悩む中で、消費者ニーズの多様化や郊外型大型店の出店の増加など、中小小売業を取り巻く経営環境は厳しさを増し、商店街などの低迷が続いている。加えて、経営者の高齢化や後継者の不在等により、小規模の小売商店数が減少している。また、地域の顔として重要な役割を担ってきた中心市街地の商店街は、空き店舗が増加するなど空洞化が進行している。

今後の商業においては、個店の経営努力はもちろんのこと、新たな魅力ある商業空間の創出や地域により密着した手法の確立等、様々な創意工夫が求められる。また、単なるハード事業だけではなく、人材や商業者グループ活動を育成するための取組が一層重要となる。

さらに、海岸・山間部地域では、小売商店数の減少が続き、商業の衰退が懸念されており、高齢者などの買物利便性の確保への取組が課題となっている。

工業においては、平成 20 年工業統計調査によると事業所数は 191 か所、従業員数は 4,422 人、製造品出荷額等は 932 億円となっている。海岸部地域は水産加工業・造船業、山間部地域は製材業・土木建設業・医療機器製造業等の事業所が点在しているが、両地域とも平坦地が少なく工業立地条件は恵まれていないのが現状である。従業員は女性・パート中心の雇用となっている。若者の定住を促進する上で企業誘致は重要な課題である。

一方、市街地地域の工業構造は、造船等の輸送機械、業務用冷蔵庫等の一般機械、精密電子機械部品等を主とする構造（出荷額ベース）である。

これら既存集積業種の振興に努めるとともに、バランスある地域経済の発展のために、地域産業の重層化を進める必要がある。このため、既存企業との技術連関、技術移転等、また、東九州自動車道の開通、佐伯港水深 14m 岸壁の供用開始を契機として、より一層企業誘致を積極的に推進し、その条件整備を図る必要がある。

## オ 観光・レクリエーションの振興

地域産業を考えると、観光業は新たな基幹産業として期待できる数少ない産業の一つといえる。豊かな自然に抱かれた地域特性の中で、育まれてきた農林漁業が息づき、豊富な海・山・川の「新鮮な幸」を活用した食観光の取組も根付いている。

本市は平成 27 年 3 月の東九州自動車道「佐伯～蒲江」間の開通後を見据え「佐伯市が通過される地域とならない」ことを目標として、市内のツーリズム関係 8 団体による「ツーリズム重点戦略 2014 改訂版」を策定した。今後はこの戦略をベースに佐伯市最大の強みである「自然の素晴らしさ」と「食」を柱にするとともに、東九州道「佐伯～延岡南」間が無料区間であるという最大の利点を活かし、市内各 IC 等を起点として主要施設等を巡る観光ルートを設定し、佐伯市内を周遊させることで、佐伯市内全体の経済効

果を高める。なお、本市が真に観光地として自立し、誘客強化を図る上でも、魅力ある観光商品を創出、あるいは観光の魅力の磨き上げを行うことが喫緊の課題となるが、観光客を引きつける要素となりうる豊かな「食」を中心に、「街・浦・里」と九州一の広大な面積を持つ佐伯の強みを活かし、周遊が推進される観光商品づくりを、市民・地域一体となって進め、民間投資の更なる誘発を始めとした佐伯市全体の活力づくりにつなげる。

#### カ 創業・就業支援策の強化

本市において、造船業などの重厚長大産業の長期間にわたる景気低迷や、農林水産業の不振は、地域経済に大きな打撃を及ぼすとともに地域の雇用の場を奪うかたちとなっている。

地域社会において、雇用の確保は基礎的な条件であるが、深刻な経済状況下であり、大半の企業が経営規模の縮小を余儀なくされている状況である。しかし、高速交通体系や情報ネットワークが構築され、これらによる都市機能の向上を契機として、企業立地を始めとする新たな就業機会の確保や、既存の商業、観光、福祉等様々な産業の振興及び起業化の支援を図る必要がある。

#### キ 地域ブランドの確立

地域ブランドの確立は、地域産業の活性化を図るうえで重要な戦略の一つである。よって、地域ブランドを確立させるために都市と農村の交流を進めるとともに、市場外流通の活用や特産品の開発、さらには観光との連携や地域情報発信力の強化等を行う必要がある。

### (2) その対策

#### ア 農業・畜産の振興

農業後継者の確保・育成に努めるとともに、新たに就農しようとする人に対する支援や、女性の農業経営活動への参画を促すなど、多様な担い手の育成を図る。また、イチゴ、ニラ、アスパラガス及びキクを始めとした付加価値の高い施設園芸作物の栽培を促進するとともに、特色ある農産加工品の振興を図る。一方で、集落営農組織の強化・育成に努めるとともに、生産基盤を充実させるため、次世代を担う園芸産地整備事業に取り組む。

畜産については、肉用牛の増頭を推進し、乳用牛・豚・鶏については、低コスト化と高品質化を図るとともに、口蹄疫対策にも取り組む。

なお、農業分野で特に推進を予定するソフト事業としては、新品種更新事業やそばの作付促進、麦・大豆振興事業、さいき農業支援事業、佐伯産地産地消拡大実証事業等があげられる。

同じく、畜産分野では、獣医師設置事業や堆肥処理施設設置助成事業、肉用牛大規模経営体育成事業、繁殖雌牛基盤拡大対策事業等の補助事業を予定している。

#### イ 林業の振興

地域材の積極的な活用に向けて、木造住宅の建設補助事業に取り組むほか、再造林用スギ苗木を確保するためのコンテナ苗生産と林業後継者の確保・育成に努める。

林業生産活動の中核的担い手である森林組合の支援を図るとともに、森林の適切な維持管理と木材の搬出を容易にし、特用林産物の生産性を向上させるため、林道や作業道の整備を進め、林業経営の効率化を促進するとともに、山村地域における生活環境の改善等を図る。

また、造林地へ被害を及ぼすシカ対策については、有害鳥獣捕獲を継続的に推進するとともに、補助事業による防護柵の設置も行う必要がある。

なお、特に推進するソフト事業としては、有害鳥獣対策、椎茸生産支援、木材利用促進、スギ苗木生産等の関係事業に取り組み、林業・木材産業の活性化を図る。

#### ウ 水産業の振興

種苗放流を中心とした栽培漁業や資源管理型漁業を推進するほか、漁港や海岸保全施設及び漁場の整備事業を推進する。さらに、漁業の近代化や円滑な作業の実施を支援すべく、沿岸漁業経営構造改善事業や沿岸漁業振興特別対策事業などのハード事業に対する助成を行い、水産施設の整備や改修等を行う。また、漁場施設の保全計画を策定することにより、適正かつ効率的に維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。

なお、水産分野において特に推進するソフト事業として、水産業の再生に向けた輸出振興の取り組み、漁業後継者対策及び就業者支援対策事業や魚食普及事業、水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援交付金事業などに取り組む。

#### エ 商工業の振興

商業振興に当たっては、商工会や商工会議所等と連携して、市街地開発と一体となった商店街の活性化など抜本的な対策を講じる。また、融資制度の充実や経営者の経営力・企画力を高める各種交流会・研修会を開催することによって、商店経営の近代化を図る。工業については、造船業やメカトロニクス（精密電子機械）産業等の集積が進んでおり、これまでに蓄積された技術の更なる高度化に向けた支援を行うことにより、競争力の向上に努める。また、大分・宮崎両県で東九州地域医療産業拠点構想が策定されていることから、医療機器産業の集積についても検討を行う。

なお、商工業分野において特に推進するソフト事業としては、商店街等活性化事業、空き店舗対策事業、買い物弱者支援事業、さいき地域人材育成事業のほか、担い手の育成に資する大分地域造船技術センター、佐伯市企業技術振興協議会に対する助成などに取り組む。

#### オ 観光・レクリエーションの振興

周遊型観光を進めるうえで、着地型ツアー「さいき結旅」の強化として、「佐伯らしい食+α」をコンセプトにした、さらなる味力満載の着地型ツアー商品の造成や造船等の地場産業を取り入れた産業観光の実施に取り組む。また、市内には農村民泊体験（グリーンツーリズム）といった、周遊又は滞在が可能な観光資源が多くあるため、家族連れやグループで自然を満喫し楽しく過ごす観光商品の磨き上げを行う。

さらに山間地域には登山愛好家に人気の山々（夏木山・傾山など）も多く、一帯の祖母傾国定公園は平成29年度にユネスコエコパーク（生物圏保存地域）への認定に取り組んでおり、エコツーリズム等、様々な観光商品及びルートとして活用できる可能性が高く、周辺エリアの観光資源の強化することができれば、懸念されている東九州自動車道開通後の交通量激減という課題の解決も期待できる。

なお、再度佐伯市を訪問したくなる決め手の一つが、地域で関わった「人」の印象であるため、観光のカギを握る、ガイドの養成・研修等を引き続き取り組んで行く。

#### カ 創業・就業支援策の強化

新たな雇用の場を確保するために、工業団地の整備や企業誘致に取り組むとともに、これまで培ってき

た地域産業の技術やノウハウを活用しながら、環境産業やIT産業などの新産業の創出を支援する。中・長期的にはわが国の企業社会は、大企業中心から中小企業中心の構造へ転換すると推察される。よって、これまで以上にベンチャー企業の育成など新規創業への支援を図るとともに、起業の風土を構築していくために、起業家（化）への支援・育成を図る。

なお、特に推進するソフト事業として、ジョブカフェおおいた佐伯サテライト事業に取り組む。

#### キ 地域ブランドの確立

「佐伯市ブランド流通促進協議会」を中心として、地域製品の流通体制を調査・検討・確立し、市場開拓・販路拡大を支援するとともに、地域そのもののPR、農林水産物等のブランド化を推進する。また、市内への観光客や入込客にも地場産品をアピールできるように地産地消を推進し、都市住民をターゲットにしたアンテナショップ等の設置を検討する。さらには、消費者ニーズにあった地域産品の開発にも努める。

## (3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備	農村振興総合整備事業 (佐伯南部)	大分県	
		農村振興総合整備事業 (弥生地区)	大分県	
		中山間地域総合整備事業 (佐伯地区)	大分県	
		農業水利保全合理化事業 (大中尾地区)	大分県	
		農業水利保全合理化事業 (常盤地区)	大分県	
		農業基盤整備促進事業 (佐伯第2)	大分県	
		農業競争力強化農地整備事業 (城村地区)	大分県	
		農業競争力強化農地整備事業 (細田地区)	大分県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 (米水津地区)	大分県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 (畑野浦地区)	大分県	
	林業	作業道開設事業 (補助金) 作業道 L=44,800m	佐伯市	
		作業道整備事業 (補助金) 作業道改良補助	佐伯市	
		林地等崩壊防止対策事業 (補助金)	佐伯市	
		県単補助治山事業 土留擁壁工等 (27ヶ所)	佐伯市	
		緑資源機構幹線林道受益者賦課金(補助金) 宇目小国線 (宇目・三重区間、南田原区間・宇目区間)	佐伯市	
		山のみち地域づくり交付金事業 (負担金)	佐伯市	
		林道船河内2号線開設事業 L=4,800m W=4.0m	佐伯市	
		林道土屋原線開設事業 L=6,998m W=4.0m	佐伯市	
		林道竹ノ河内線開設事業 L=5,700m W=4.0m	佐伯市	
		林道岸ノ上庵ノ木線開設事業 L=2,230m、W=4.0m	佐伯市	
		林道大刈野線整備事業 L=2,917m W=4.0m	佐伯市	
		林道草木藪線開設事業 L=500m W=4.0m	佐伯市	
		林道提内第2支線改良事業 L=250m W=4.0m	佐伯市	
		林道轟・楠本線開設事業 L=3,270m W=4.0m	佐伯市	
		林道深田祇園線整備事業 L=1,100m W=4.0m	佐伯市	
		林道船河内線整備事業 L=870m W=4.0m	佐伯市	
		林道土紙屋江平線整備事業 L=2,800m W=4.0m	佐伯市	



(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		林道順良線整備事業 L=1,204m W=4.0m	佐伯市	
		林道点検診断・保全整備事業 橋梁 18箇所 トンネル 3箇所	佐伯市	
		有害鳥獣被害防止対策事業 (補助金) シカネット・電気柵・トタン柵等の資材購入設置	佐伯市	
		低コスト簡易作業路緊急整備事業 (補助金) L=20,000m	佐伯市	
		再造林地鳥獣防護柵設置促進事業 (補助金) L=825,000m	佐伯市	
		保育間伐緊急対策事業 (補助金) A=550ha	佐伯市	
		市有林経営管理事業 (公共造林事業) 再造林・下刈・間伐・現況調査等	佐伯市	
		再造林促進事業 (補助金) A=1,500ha	佐伯市	
		下刈促進事業 (補助金) A=8,000ha	佐伯市	
	水産業	強い水産業づくり交付金事業 (補助金) 燃油補給施設整備	佐伯市	
		強い水産業づくり交付金事業 (補助金) 製氷貯氷施設整備	佐伯市	
		強い水産業づくり交付金事業 (補助金) 漁船保全修理施設整備	佐伯市	
		強い水産業づくり交付金事業 (補助金) 養殖施設再整備 (方塊整備等)	佐伯市	
		強い水産業づくり交付金事業 (補助金) 燃油補給施設整備	佐伯市	
		強い水産業づくり交付金事業 (補助金) 水産物荷捌き所改築整備	佐伯市	
		豊後水道南部地区水産環境整備事業 県施行事業負担金	大分県	
		屋形島漁場水産環境整備事業 県施行事業負担金	大分県	
		佐伯湾地区増殖場造成事業	佐伯市	
		鶴見漁場水産物供給基盤機能保全事業 (ストック)	佐伯市	
		水産物供給基盤機能保全事業 県施行事業負担金	大分県	
	(2) 漁港施設	長田地区水産生産基盤整備事業	佐伯市	
		入津地区水産生産基盤整備事業 (入津漁港)	佐伯市	
		尾浦地区水産生産基盤整備事業 (尾浦漁港)	佐伯市	
		佐伯地区漁港施設機能強化事業	佐伯市	
		丹賀漁港施設機能強化事業	佐伯市	
		入津地区漁港施設機能強化事業 (元猿漁港)	佐伯市	
		猿戸漁港地域水産物供給基盤整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	佐伯市	

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
		佐伯市地区海岸堤防等老朽化対策事業 (農山漁村地域整備交付金)	佐伯市		
		佐伯地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		大入島地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		上浦地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		鶴見地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		大島地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		米水津地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		蒲江2地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		蒲江3地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市		
		漁港単独事業	佐伯市		
		灘内漁港広域漁港整備事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		松浦漁港海岸保全施設整備事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		松浦漁港海岸保全施設整備事業(耐震対策) (県施行事業負担金)	大分県		
		蒲江漁港海岸保全施設整備事業(老朽化対策) (県施行事業負担金)	大分県		
		蒲江漁港海岸保全施設整備事業(耐震対策) (県施行事業負担金)	大分県		
		松浦漁港漁港施設機能強化事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		松浦漁港広域漁港整備事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		蒲江漁港水産物供給基盤機能保全事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		蒲江漁港水産生産基盤整備事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		松浦漁港水産物供給基盤機能保全事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		松浦漁港漁港施設機能増進事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		蒲江漁港漁港施設機能増進事業 (県施行事業負担金)	大分県		
		(3)経営近代 化施設 農業	次世代を担う園芸産地整備事業 【ブランドを育む園芸産地整備事業】(補助金)	佐伯市	
			水田農業担い手育成対策事業 (補助金)	佐伯市	
			次代を担う若手企業者育成対策事業 (補助金)	佐伯市	
			農林組織機械等整備事業 (補助金)	佐伯市	
			肉用牛大規模経営体育成事業 (補助金)	佐伯市	

## (3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ICT活用ダム監視施設整備事業 (木立地区)	佐伯市	
		佐伯市直川米麦乾燥調整施設調製施設整備事業	佐伯市	
		重岡ライスセンター機械設備機能強化事業	佐伯市	
		さいき農林公社機械整備事業	佐伯市	
		きらり機械整備事業	佐伯市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (西野地区)	大分県	
		水利施設等保全高度化事業 (蒲江地区)	大分県	
		農業水利施設保全合理化事業 (米水津地区)	大分県	
	水産業	沿岸漁業振興特別対策事業 (補助金) 船揚施設改修	佐伯市	
		沿岸漁業振興特別対策事業 (補助金) 給油施設改修	佐伯市	
	(4)地場産業 の振興	生産基盤高度化緊急対策事業 (補助金) 人工ほだ場・散水施設等の整備	佐伯市	
		生産施設 椎茸生産新規参入事業 (補助金) 人工ほだ場・散水施設等の整備	佐伯市	
	加工施設	強い水産業づくり交付金事業 (補助金) 加工処理施設増改築整備	佐伯市	
	(7)商 業	葛港市場場外店舗整備事業	佐伯市 魚市場	
共同利用施設 新佐伯青果統合市場整備事業		佐伯市 協同組合		
(8)観光又は レクリエー ション	濃霞山公園整備事業	佐伯市		
	高平キャンプ場管理棟改修事業	佐伯市		
	高平キャンプ場整備事業	佐伯市		
	丹賀砲台園地斜坑リフト改修事業	佐伯市		
	藤河内湯一とびあ施設改修事業	佐伯市		
	葛港リノベーション賑わいづくり事業	佐伯市		
	野岡緑道照明施設LED化事業	佐伯市		
	番匠おさかな館施設整備事業	佐伯市		
	城山歴史公園整備事業	佐伯市		
	ワイファイスポット整備事業	佐伯市		
	小半鍾乳洞整備事業	佐伯市		
	小半森林公園整備事業	佐伯市		

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		エコパーク拠点整備事業	佐伯市	
		国際ブランド地域創出事業 (小日平観光施設整備事業) : 炊事棟の改修	佐伯市	
		国際ブランド地域創出事業 (小日平観光施設整備事業) : エコパーク情報発信拠点整備	佐伯市	
	(9) 過疎地域 自立促進特別 事業	<p>農業振興事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域において農用地の有効活用や担い手の育成等は急務である。地域の特性を生かした柔軟かつ効果的な農業振興対策事業が望まれる。 (事業の詳細) 地域農業の振興に向けたソフト事業について、各種補助金を支給する。 (具体の事業と効果) 農業後継者養成奨学金、みかん園新品種更新事業補助金、特産物栽培奨励事業補助金事業、ファーマーズスクール事業新規就農支援事業、農業後継者就農給付金事業、そばの作付促進補助金、麦・大豆振興補助金、さいき農業支援事業、さいき農業集落・農業法人支援事業、水田農業モデル集落支援事業等 〔効果〕 各種の補助により、生産意欲や農業所得の向上を図ることができる。ひいては、新規就農・定住促進や生産物のブランド化、地域活力の向上等につながる。</p>	佐伯市	
		<p>畜産振興事業 ・ 畜産振興単独事業 【事業概要】 (事業の背景) 昨今、鳥インフルエンザや口蹄疫問題、農家戸数や飼養頭数の減少など畜産農家を取り巻く状況は厳しくなっている。畜産経営の安定化や担い手育成が急務となっている。 (事業の詳細) 畜産農家や団体等に対し、その振興を図るために必要かつ効果的な事業に対して補助する。 (具体の事業と効果) 獣医師設置事業補助金、優良種牛精液導入事業補助金、繁殖雌牛導入推進事業補助金、堆肥適正処理施設設置助成等 〔効果〕 畜産の維持・向上に資するとともに、緊急時の対応を図ることができる。</p>	佐伯市	
		<p>林業振興事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域において、シカ、イノシシ、サルなどの有害鳥獣対策は、喫緊の課題となっている。また、特産品である椎茸生産への支援や将来にわたる木材確保のためのスギ苗木生産を行い、林業生産力の向上を図る。 (事業の詳細) ①有害鳥獣捕獲事業・・・捕獲報償金を支給する捕獲による被害対策 ②椎茸種駒植菌事業・・・種駒1万駒を超えた分に対して補助 ③林業用苗木生産事業・・・スギ苗木の生産に対して補助 ④木造住宅建設助成事業・・・市産材を使用した住宅の新增築又はリフォームに対して補助 (具体の事業と効果) 鳥獣被害のない環境をつくり、安定した木材等の生産性を向上させることにより、地域の活性化につながる。</p>	佐伯市	

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>水産業振興事業  <b>【事業概要】</b>                      (事業の背景)                      豊後水道に面し、多くの漁港を持つ本市は、数多くの魚種が水揚げされることで名を馳せている。しかしながら、水産業を取り巻く環境は非常に厳しく、水産資源の減少及び魚価の下落、経費の増大などによる漁家経営の悪化や、就業者の減少及び高齢化が深刻な問題となっている。                      (事業の詳細)                      水産振興を図る上で効果的なソフト事業に対して補助するとともに、水産業の再生に向けた輸出振興の取組を行う。また、台風等により漁港等に漂着し、漁業活動に支障をきたす漂着ゴミの回収・処理を行う。                      (具体の事業と効果)                      農林水産物等海外販路拡大支援事業、資源管理実践支援事業、種苗放流事業、漁業後継者・就業者支援対策事業、魚食普及事業、海岸漂着物回収・処理事業等                      [効果]                      それぞれの事業活動に対して補助することで、水産業の振興や担い手の育成を図ることができる。さらに、輸出振興に取り組むことで消費拡大を図り、水産物の単価向上と水産業の所得向上を図る。また、漁港等に漂着したゴミを回収・処理することにより、漁業活動の休止期間を短縮することができる。</p>	佐伯市	
		<p>観光推進事業  <b>【事業概要】</b>                      (事業の背景)                      東九州自動車道佐伯市内間の完成を機に、九州を循環する高速道路体系ができ、移動時間の短縮により観光面にプラス効果が期待される。市内は2つの国定公園に囲まれる地域であり、周辺過疎地域にある手つかずの大自然は大いなる可能性を秘めている。これらをいかしたツーリズム戦略を下に交流人口の増加と地域イメージの向上を図る必要がある。                      (事業の詳細)                      観光分野は、極めて広範にわたることから、それぞれの事業区分に応じて取り組んでいく。                      (具体の事業内容と効果)                      ①食観光の推進                      佐伯市は食資源が豊富であり、「食観光」を推進している。その中でも特徴的な「四大食材」(寿司・ごまだし・井・伊勢えび)に関してはキャンペーンを継続的に行っている。本事業はこうした食観光に関わるキャンペーン等を推進し、定着させるためのものである。また、新たな食資源として岩ガキにスポットをあて、豊後水道から日向灘まで東九州海道沿いを対象に岩ガキ海道事業を検討する。                      [効果]                      地域食材の活用や消費が見込まれるとともに、各種の味を提供またはPRすることにより、地域イメージの向上にもつながる。                      ②ツーリズムの推進                      佐伯市には農山漁村体験を行うことができる自然があり、体験を求めて来る人々を受け入れる環境や風土もある。近年では福岡、広島、大阪などの学校から教育旅行の受入も行っている。本事業はこうした各種旅行をグリーンツーリズムやブルーツーリズムを通じて推進するものである。                      [効果]                      地域性を生かせる取組であり、過疎地域であっても十分に取組が可能である。また、地域住民が主体となって活動することにより、地域づくりの意識向上にもつながる。</p>	佐伯市	

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>③観光ガイドの充実 ガイド活動等を通じて佐伯市に来た観光客に「また佐伯に来たい」と思ってもらうために、佐伯市全体で「おもてなしの心」を醸成し、佐伯市の魅力をよりよく知ってもらう必要がある。そのためにできることの一つとして、観光ガイドが持つ役割は大きい。本事業は、そういった観光ガイドを育成、支援するものである。</p> <p>〔効果〕 近年、観光地を見聞する上で、ガイドは不可欠な存在となってきた。ガイドの質向上と活動促進を図ることで観光をより深く楽しくすることができる。また、ガイドを通じたコミュニケーションの活発化により、地域イメージの向上とリピーターの増加につなげることができる。</p> <p>④広域観光の促進等 東九州自動車道の全線開通などもあり、近隣各市と連携を取って観光を推進していくことでそれぞれの事業はより効果的になるといえる。本事業は、広域観光(県南3市、由布市、宮崎県延岡市、高知県宿毛市)を行うことで新たなルートからの誘客をめざすものである。</p> <p>〔効果〕 佐伯市と近隣各市がそれぞれの魅力を共にPRすることで、相乗的な誘客増が期待でき、効果的に観光情報の発信が可能</p>	佐伯市	
		<p>地域雇用対策事業 【事業概要】 (事業の背景) 有効求人倍率は、1倍を上回り雇用状況は良く見えるが、仕事を求める側と雇用者を求める側との職種の食い違いや、就職のミスマッチ等から若年者の早期離職によるフリーターやニートも増加傾向にあるなど近年、若年者に対する就業支援が地域の課題となっている。</p> <p>(事業の詳細) 若年者の就職と、事業所・企業の若年人材確保を促進するため、若年者に対して次のような支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業情報の提供</li> <li>・就業に向けたカウンセリング</li> <li>・各種セミナーの実施</li> <li>・職業訓練への誘導など</li> </ul> <p>(具体事業) ・ジョブカフェおおいた佐伯サテライト事業(業務委託)</p> <p>(事業効果等) 若年者の就業意欲を高め、支援することにより、地元への就職が促進されるとともに、過疎地域における若者の定住促進にもつながる。また、地元の事業所・企業の情報を持つ商工会議所に事業を委託することにより、企業・教育現場・ハローワークなどと連携して、地域の実情に応じた雇用促進サービスを提供することができる。</p>	佐伯市	
		<p>商工業振興事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎化の進展と人口減少により、かつて地域のにぎわいの核であった商店等も営業店舗の減少による空き店舗・空き地の増加が顕著となっている。また、都市部での景気回復も地方都市までには十分反映的されてきたとは言えず、地元商店や地場産業は、おしなべて活力を失っている。今こそ、地域の商店を利活用するとともに、地場産業のPRや技術習得及び後継者育成を始めとして、次代の地域産業を担う人材の育成に取り組む必要がある。また、創業意欲のある人材の発掘やUJIターン等による人材確保に対する支援を行い、雇用の増加と経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>(事業の詳細) 地場商店・産業の活性化を図るべく、商業・工業の各分野における振興対策事業に取り組む。</p>		

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>(具体事業)</p> <p>①商店街等活性化事業 中小小売商業の活性化を目指し、商店街等が共同して取り組む集客促進イベント等に対して補助金を交付する。</p> <p>②大分地域造船技術センター補助金等 佐伯市における地場産業において、現在、数少ない元気分野である造船産業の担い手を育成すべく同技術センターの運営を補助するもの。</p> <p>③空き店舗対策事業 商店街を中心に存在が顕著となってきた空き店舗や空き地を活用した新規の事業に対して支援を行うとともに、空店舗を活用したチャレンジショップを設置して、起業にチャレンジする方に対するチャンスの場を提供する。</p> <p>④買い物弱者支援事業 過疎・高齢化・核家族化が著しい周辺部地域において、住民に食料品や日用雑貨等、生活必需品の宅配を行う取組やこれらの地域に出向いて移動販売を行う事業者に対して支援を行う。</p> <p>⑤地域人材育成事業 次代の地域経済を担う後継者や技術者等に対して、志を高めるための学習の場や企業における研修の場を確保するとともに、市内の中高生等に対して就労意欲や地元で働くことの意義等の啓発等を行う。</p> <p>⑥創業支援事業 創業を志す者に対して、経営・財務・商品開発・人材育成等をマスターするための「創業セミナー」を開催するとともに、創業時に係る資金支援を行う。併せて創業後のサポートを行う。</p> <p>⑦県南地域産業振興事業 新商品の調査研究開発や研修等、企業の人材育成を行う企業技術振興協議会に対して支援する。</p> <p>(事業効果等)</p> <p>①小売商店や商店街組織の事業意欲が向上するとともに、地域におけるにぎわいの場の創出にもつながる。さらには、商店街相互の連携や情報交換の契機にもなる。</p> <p>②過疎地域における数少ない強みの分野の維持・向上を図ることができる。また、地場産業を見直し就業を求めるときっかけにもなることで、産業の振興と定住促進にもつながる。</p> <p>③空き店舗の有効活用が図られるとともに、意欲のある創業者の発掘ができ、新たな雇用の創出が期待できる。</p> <p>④地元商店の利活用に資することはもとより、コミュニケーションをとる中で人の動きが生まれ、地域を見守る役割も果たせる。かつ、近くに商店がない住民の利便も向上するとともに、移動販売を生業とする小規模事業者の事業維持にもつながる。</p> <p>⑤次代の佐伯経済を担う経営者の育成と高度な技術を有する企業の人材確保及び学生期における将来の目標を持った人材の育成が図られる。</p> <p>⑥創業時の経営安定と創業後の生存率向上及び雇用の増加が図られる。</p> <p>⑦意欲的な企業育成と企業連携による地域経済の活性化が図られる。</p>	佐伯市	
		<p>企業誘致対策事業</p> <p>【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域において、企業誘致による雇用の確保はまさに悲願。東九州自動車道の開通を受け、新たな企業の誘致にも期待が寄せられている。</p> <p>(事業の詳細) 企業等の受入れを担う工業用地を整備するとともに、工場を設置する事業者に対して助成を行う。</p> <p>(具体の事業内容と効果)</p> <p>①工業団地推進事業 …企業等の誘致に向け、工業団地を整備するもの。</p> <p>〔効果〕 企業誘致が実現した場合、雇用の確保・税収の増加・定住の促進など、地域の活力向上につながる。</p> <p>②工場設置促進事業等 …市内に工場を新設または増設した事業所に対し、税・投資額・新規雇用・工場用地の取得などに対する助成を行う。</p> <p>〔効果〕 制度を利用して設備投資を行うことで産業の活性化が図れるとともに、雇用の創出や定住促進にもつながる。</p>	佐伯市	
	(10) その他	港湾改修事業負担金 (港湾建設費負担金)	大分県	

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ア 道路網の整備

住民生活の利便性向上や産業の発展において、道路網は最も重要な基盤の一つである。本市は、大分県全体の約14%を占める903.38k㎡という広大な市域面積を有しており、国道10号、217号、326号、388号の4路線の主要幹線道路と、これに連結する県道、市道等を整備している。しかし、地域の中には急峻な山間部や海岸部等が含まれており、道路の状態や線形がよくない路線も存在する。これらについては道路改良に併せて逐次拡幅、改良を進め、また橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋りょうの補修及び架替えを行っていく必要がある。

本市では、地域間の連携・交流が推進できるよう市内の交通条件を改善するために、各地域間を結ぶ循環型の道路網整備に積極的に取り組む必要がある。

市街地地域の都市計画道路については、計画的に整備を進めてきているが、市街化の進展により事業実施が追いつかない箇所、また難しい箇所も存在する。こうした路線については多様な整備手法を取り入れることが必要となっている。

農道については、集落内の幹線はほぼ整備済であるが、地域間・集落間を結ぶ道路網の整備が不十分のため農作物の流通等に支障を来している。

林道については、最近の木材価格の低迷、労働力の減少、高齢化等、林業を取り巻く状況が厳しさを増しており、林業活動の推進と生産性の向上を図るための整備は急務であり、その推進に努める必要がある。

一方、森林を利用したレクリエーション活動が活発化する中であって、林道はこれらレクリエーション活動の拠点となる森林へのアクセス道路としての役割も年々高まってきており、利用者の多様なニーズに応じた林道整備も求められている。

##### イ 公共交通の整備

本市が運行しているコミュニティバスについては、交通不便地域の市民を中心に利用されており、過疎対策としても大きな意味を持っている。その他、市内の公共交通機関は、主に路線バス・鉄道・離島航路である。路線バスについては、特に山間部・海岸部地域における利便性が悪いことや市街地地域へのマイカー通勤により利用者が減少しているため、1日の便数が減るなど利用者にとって悪循環となっている。しかし、学生の通学や高齢者の通院、買物などの重要な交通手段として不可欠である。また、路線バスのほとんどが赤字路線であり、その維持には多大な費用負担が予想されるため、路線維持については関係機関を含めた幅広い協議が必要である。

鉄道については、路線バスと同様、利用者が減少しているが地域住民の重要な通勤・通学の手段となっていることから、利便性を向上させるための増便や高速化（複線化）について関係機関と連携を図る必要がある。また、離島航路については、離島への唯一の交通手段として大きな役割を果たしており、運航については関係機関と協議を行い利便性の向上に努める必要がある。

##### ウ 情報・通信の整備

近年の情報通信分野における技術・サービスの飛躍的な進歩は、産業のみならず社会生活のあらゆる分野にも大きな変革をもたらしてきた。市内全域で光ファイバーと同軸ケーブルによる情報網の整備や放送施設等の情報通信基盤の整備が急速に進み、平成17年度には市内全域でケーブルテレビを視聴すること



ができるようになった（ただし、一部民間CATV局エリア含む）。が、本設備も11年から16年が経過し、更新の時期を迎えようとしている。

今後は、情報通信基盤設備の更新や離島等における情報通信環境障害の解消に向けた取組、地域生活に密着した消防・防災、交通、救急医療などの生活面や農業、水産業などの生産地と消費者、市場を結ぶ情報ネットワーク、距離的・時間的ハンディキャップを克服した情報ネットワークの確立が求められている。

このように、多面的な有効利用を図ることで、市民生活や地域産業の活性化につなげていく必要がある。

## エ 地域間連携・交流の推進

近年、交通・情報通信の急速な発展にともない、時間と距離の制約が克服され、人・物・情報の流れは地球規模で直接行われるようになり双方向の交流環境が実現し、それぞれの地域で交流が行われている。社会生活、経済、文化など、あらゆる面で活力のある地域をつくるには、本地域を、他地域の人々が絶えず訪れる交流の場とするとともに、地域の特性をいかした産業・観光・文化・教育・スポーツ等の幅広い分野で県内他地域との交流や県・九州の枠を越えた交流を促進し活気ある地域をつくり出すことが必要である。

国際交流については急速に進む国際化に対応するため、外国語や各国の歴史を学ぶと同時に、実際の経験を通して、外国の文化・生活への理解を深め、国際感覚にあふれる人材を育成していくことが重要である。また、外国の人々との交流を通じて、より広い視野に立ったまちづくりを進める必要がある。また地域間連携や交流の促進に当たっては、情報の発信が不可欠であり、市及び市民の情報発信力の強化が求められている。

## (2) その対策

### ア 道路網の整備

国道や主要な県道の線形改良や拡幅について、早急に実現するように国や県に働きかけると同時に、住民の生活道路である市道や都市計画道路の整備にも積極的に取り組む。

東九州自動車道は、念願の佐伯～蒲江間が開通し、大分市から宮崎市まで高速道路で結ばれたことから、本市も「高速新時代」を迎えたところであるが、高速道路を核とした地域振興策を図るには、アクセス道路でもある主要幹線道路の整備を加速する必要がある。さらに高速道路の開通は、市の発展やポテンシャルを引き上げる契機となるため、その効果を引き出し、市全体の活性化を図る活動にも取り組む。また、道路整備に際して、美しい自然環境と調和するように景観にも配慮し、清掃や草刈り等による既存の道路環境の整備や花いっぱい運動を推進する。

農道の整備については、安全性、さらに、農産物の荷いたみ防止等の観点から、主要な箇所から随時舗装整備を進めていく。また、生産・流通の効率化を図るため、高速交通体系などとの一体性を確保しながら整備を進めるとともに、県が行う農道整備事業についても積極的に協力し、早期整備を促進する。

林道については、広大な山林を有する本市においては、その役割は重要である。このため、各種事業を導入し開設を進めるとともに、主要な路線については舗装整備を進める。

### イ 公共交通の整備

市内の主要交通手段となっている路線バスは、定期路線の維持に努めるとともに、利便性の確保に取り組む。また、高齢者等のモビリティ（移動性）を確保するコミュニティバスの運行を推進する。

離島航路についても、通院、通勤や通学だけでなく、日常必需品、郵便物等の重要な生活物資の輸送を担っていることから、その維持に努める。鉄道に関しても、地域住民の重要な通勤、通学等の手段となっていることから、利便性を向上させるための増便、高速化（複線化）等の要請を JR 九州に対し関係機関と行っていく。

さらには、東九州自動車道を利活用した空港バスや都市との連絡バスの運行推進、フェリー便の増便、発着時間帯の変更、新航路の開設、高速化等海上交通の拡充を検討し、陸上交通、鉄道交通とのスムーズなリンクの構築に努める。

#### ウ 情報・通信の整備

本市においては、豊の国ハイパーネットワーク事業、新世代ケーブルテレビ整備事業等を利用して、市内全域での高速インターネット、テレビの多チャンネル等を利用できるようになり、情報の地域格差の是正を行った。今後は、そのインフラを利用した消防防災システム・在宅介護支援システムを構築し、市内全域どこに住んでいても全世界からの情報を格差や時間差なく収集し、福祉サービス等の行政サービスを在宅でも提供できるよう関係機関と連携した情報基盤行政ネットワークづくりに取り組むとともに、経年劣化する情報通信基盤設備の再構築及び離島等における情報通信環境障害の解消に向けた取組にも力を注がなければならない。

#### エ 地域間連携・交流の推進

地域の活性化や住民活力の向上、市の一体感の醸成等に向け、各地域において様々なイベントを開催する。これにより、市内における地域間の連携を図るとともに、他市町村との交流も促進する。

さらに、地域情報を積極的に発信することによって、経済、文化、スポーツなど各界で活躍している郷土出身者との連携を高めるとともに、それらの人々との連携・交流を進め、まちづくりへの参画を促す。

また、姉妹・友好都市交流の一層の充実を図るとともに、適宜、外国青年招致事業の活用によって、行政、学校、民間団体等が主催する地域イベント等において市民との交流を促進するとともに、交流施設等の環境整備に努める。

このほか、市民に対する海外派遣研修の実施や、民間団体等が行う国際交流・協力活動への支援等を通して、市民の国際的な意識の涵養を図る。

また地域間連携や交流の促進にあたっては、情報の発信が不可欠であり、SNS等の活用を始めとした、市及び市民の情報発信力の強化を図る。

## (3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1)市町村道  道 路	黒沢線道路改良事業 L=360m W=6.0m	佐伯市	
		昭和中学校線道路改良事業 L=130m W=7.5m	佐伯市	
		前方大野線道路改良事業 L=1,200m W=6.0m	佐伯市	
		岡目筈線道路改良事業 L=300m W=5.0m	佐伯市	
		狩生線道路改良事業 L=620m W=4.0m	佐伯市	
		平野1号線(平野踏切)拡幅事業 L=68m W=5.0m	佐伯市	
		木立中央線道路改良事業 L=530m W=5.0m	佐伯市	
		古江1号線(古江踏切)拡幅事業 L=10m W=5.0m	佐伯市	
		長島角石線道路改良事業 L=870m W=12.0m	佐伯市	
		仲川原6号線道路改良事業 L=150m W=3.0m	佐伯市	
		野口2号線道路改良事業 L=240m W=4.0m	佐伯市	
		野々河内2号線道路新設改良事業 L=10m W=5.0m	佐伯市	
		酒利伏野線道路改良事業 L=380m W=5.0m	佐伯市	
		市道真浦4号線道路改良事業 L=200m W=3.0m	佐伯市	
		沖鶴線道路改良事業 L=90m W=4.0m	佐伯市	
		須平内支線道路改良事業 L=105m W=3.0m	佐伯市	
		伏野線道路改良事業 L=360m W=4.0m	佐伯市	
		宮の沖白瀉線道路改良事業 L=270m W=4.0m	佐伯市	
		杭ノ内線道路改良事業 L=230m W=4.0m	佐伯市	
		大手前周辺道路整備事業 L=380m W=13.0m	佐伯市	
		臼坪東常盤線道路改良事業 L=260m W=9.0m	佐伯市	
		女島15号線道路改良事業 L=660m W=8.0m	佐伯市	
		沖松浦線道路改良事業 L=560m W=9.0m	佐伯市	
		電源立地地域対策交付金事業 L=220m W=5.0m	佐伯市	
		府坂棚野線道路改良事業 L=230m W=5.0m	佐伯市	
		南部線道路改良事業 L=620m W=7.0m	佐伯市	
内ノ浦1号線道路改良事業 L=240m W=3.0m	佐伯市			
古江1号線道路改良事業 L=374m W=4.0m	佐伯市			

## (3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		宇山2号線道路改良事業 L=190m W=4.0m	佐伯市	
		百枝4号線道路改良事業 L=205m W=5.0m	佐伯市	
		牛入道線道路改良事業 L=403m W=4.0m	佐伯市	
		津志河内線道路改良事業 L=100m W=5.0m	佐伯市	
		笠掛棕ノ木台線道路改良事業 L=210m W=4.0m	佐伯市	
		翔南中学校線道路改良事業 L=380m W=4.0m	佐伯市	
		仙崎洲の本線道路改良事業 L=200m W=4.0m	佐伯市	
		岡山川河岸線道路改良事業 L=480m W=5.0m	佐伯市	
		下城線道路改良事業 L=120m W=4.0m	佐伯市	
		片山線道路改良事業 L=140m W=5.0m	佐伯市	
		津井地下線道路改良事業 L=260m W=3.0m	佐伯市	
		上海崎5号線道路改良事業 L=180m W=4.0m	佐伯市	
		道路構造物長寿命化修繕事業	佐伯市	
		道路構造物等補修計画策定事業	佐伯市	
		県施行事業負担金 (道路新設改良費負担金)	大分県	
		白山風戸線老朽化法面对策事業	佐伯市	
		市道石丸小崎線拡幅事業	佐伯市	
		提内線ほか道路改良事業 N=橋梁4基改良	佐伯市	
		脇津留9号線道路改良事業 L=28m W=2.0m	佐伯市	
		西の平岸の上線道路改良事業 L=300m W=4.0m	佐伯市	
		石入場線道路改良事業 L=380m W=6.5m	佐伯市	
		宇山柏江線道路改良事業 L=120m W=4.0m	佐伯市	
		小島中央線道路改良事業 L=420m W=5.0m	佐伯市	
		津井赤石支1号線道路改良事業 L=120m W=4.0m	佐伯市	
		尾岩鬼ヶ瀬線道路改良事業 L=600m W=5.0m	佐伯市	
		小半線道路改良事業 L=85m W=5.0m	佐伯市	
		腰越線道路改良事業 L=700m W=3.0m	佐伯市	
		笠掛地区新設道路改良事業 L=400m W=5.0～6.0m	佐伯市	

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		小田代線道路改良事業 L=220m W=4.0m	佐伯市	
		東村4号線道路改良事業 L=66m W=3.0m	佐伯市	
		小浦浜線道路改良事業 L=100m W=4.0m	佐伯市	
		市道新屋敷線高質化事業	佐伯市	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	佐伯市	
		橋梁耐震化事業	佐伯市	
		橋梁維持補修事業	佐伯市	
		橋梁架替事業	佐伯市	
	(3)林道	林道小福良線開設事業 L=590m W=4.0m	佐伯市	
	(6)電気通信 施設等情報化 のための施設 有線テレビ ジョン放送施 設	ケーブルテレビ施設F T T H化事業	佐伯市	
		映像受信冗長化事業	佐伯市	
		ケーブルテレビ整備事業	佐伯市	
	防災行政用 無線施設	佐伯市防災情報システム整備事業	佐伯市	
	その他の情 報化のための 施設	C A T V事業	佐伯市	
		情報通信基盤システム整備事業	佐伯市	
(7)自動 車等 自動車	コミュニティバス購入事業	佐伯市		
(11)過疎地域 自立促進特別 事業	コミュニティ交通整備事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域において、交通関連事業は欠くことのできない重要な施策に位置付けられている。地域の中を走るバスの存在は、地域間を結ぶ単なるツールではなく、地域の存続や集落の維持にもつながるほどの事業効果を生むとされている。 (事業の詳細) 九州一広大な面積を持つ本市では、広いがゆえに交通不便地域が点在している。過疎地域において、住民が安心して生活を送ることができるよう、コミュニティバスを運行するもの。 (具体の事業と効果) コミュニティバスを運行することにより、交通不便地域を無くすことができるのと同時に住民生活の安定と地域間格差の解消につながる。]	佐伯市		
	公共交通維持確保事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎化・高齢化・少子化が進む過疎地域において、公共交通の維持・確保は極めて重要な課題となっている。 (事業の詳細) 公共交通の維持に向け、その運営に対して助成を行う。 (具体の事業と効果) 路線バス運営補助、離島航路運営補助等 〔効果〕 住民の交通の利便性を保つことができるとともに、交通が保たれることで生活の利便性を保つことができる。公共交通が存続することにより集落等の活力の保持にもつながる。	佐伯市		

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設の整備

水道施設は、市民生活や生産活動に欠かせない、生活用水等を得るために不可欠な施設である。本市には現在1つの上水道（旧市内、弥生地区、本匠地区、上浦浪太地区の一部）と28の簡易水道施設があり、上水道旧市内区域については、昭和8年に布設された管路が残されており濁りの原因となっている。

更に配水施設においても老朽化が著しく耐震補強が必要とされる。また、簡易水道施設についても、電気計装設備の経過年数による不具合及び施設の老朽に伴う漏水等が生じているため、施設の整備を行う必要がある。

#### イ 生活排水処理施設等の整備

下水道を始めとした生活排水処理施設は、快適な居住環境と、健康で文化的な市民生活を維持するために欠くことのできない重要な施設である。それぞれの地域に応じた生活排水処理施設の設置に努め、平成26年度末の汚水処理人口普及率は70.1%にまで達している。しかし、未整備の地域にあっては、家庭雑排水などを農業用水路、道路の側溝や河川、海岸へ排出されている。美しい河川や海域の水質の汚濁を防止するためにも、早急な整備が必要である。

#### ウ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理施設では、施設の長寿命化に加え、南海トラフ地震に備えての災害に強い施設づくりが必要となる。また、運搬車両においては老朽化に伴う更新や、ニーズの増及び旧町村に残されている一般廃棄物処理のため関係車両の配置見直しや新規購入が必要である。

し尿処理施設「クリーンセンター」は、平成25年度に施設の改造工事が完了し、佐伯終末処理場に汚水を放流し水処理することで、し尿等を処理するのに効率的で環境に配慮した施設となっている。しかしながら、供用開始以後20年を経過しようとしているため、機械設備等の老朽化に伴う整備、修繕等が必要である。

#### エ 火葬施設の整備

火葬施設は、市民の生活において必要不可欠な施設である。現存する火葬場は、供用開始以後の年数が最も短いものでも20年を経過しようとしており、設備等の老朽化が懸念されている。特に火葬炉は、火葬施設において欠くことのできない主要な設備であるため、早急な整備が必要である。

#### オ 消防の推進

本市の消防体制は、昭和47年度から旧佐伯南郡地域を管轄として消防業務を行ってきた。消防本部、消防署及び消防団の一体的な協力により、火災・災害時の対応力は向上しつつある。平成22年に新たに脇津留に整備された消防庁舎を中心として、より一層の消防力の強化を図り、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震や大津波等の大規模災害や複雑多様化する災害に対処するため隊員の技術の向上はもちろんのこと地域住民を守る消防業務の充実と関係機関相互の連携強化を一層図る必要がある。

## カ 環境衛生の推進

ごみの総排出量は、市町村合併により全市での実施となった家庭ごみの有料指定袋制の影響から、平成17年度に大きく減少したが、その後はほぼ横ばいの状況である。環境面及び施設の負荷軽減面から考えた場合、現在の燃えるごみを更に削減することは不可欠であり、循環型のまちづくりを進めていくためには、ごみの排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rをさらに推進していくことが求められている。

本市は、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の削減を図るため、事業所等から排出される廃食油からBDF（バイオディーゼル燃料）を精製し、循環型エネルギーを利用する取組を行っている。

また、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等を図り、災害に強く、低炭素な地域づくりを行う必要がある。

## キ 住環境の整備

公営住宅については、比較的建築年数が新しい中心部の住宅は満室状態にあるが、古い住宅や周辺部の住宅については空室が増加する傾向にある。また、建築年次が古い住宅については、外壁、屋上の防水及び給水設備等が経年劣化により防水等の修繕費用が増加する傾向にある。

民間住宅については、昭和56年以前に建築された住宅棟数も多く、所有者による耐震診断や耐震化が必要な状況である。この他に市民の健康と住環境の確保を目的に吹き付けアスベスト建材等の分析調査の促進も必要である。

## ク 公園・緑地の整備

本市は、美しく豊かな水と緑に囲まれているが、地域特性、施設特性及び利用状況を勘案しながら、各種の公園や緑地の整備に取り組む必要がある。

## (2) その対策

### ア 水道施設の整備

将来の水需要に対応するために、上水道の老朽管の更新及び配水池の耐震補強、簡易水道の統合に伴う基幹的施設の整備を行い水道水の安全で安定的な供給を図る。

### イ 生活排水処理施設等の整備

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等の各種生活排水処理施設の整備に積極的に取り組むとともに、これらの公共排水処理施設の整備が困難な地域では、合併処理浄化槽の設置に対して補助等を行い整備促進に努める。

### ウ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理施設の防災機能の強化、長寿命化のための措置を行い、老朽化した運搬車両や新たに必要となる車両を計画的に整備し、ごみ処理の効率化を図る。

し尿処理施設は、市民の生活になくてはならないものであり、常に正常に稼働する必要があるため、施設の点検、整備等を実施し、水質管理、悪臭対策等を万全に行い、環境の保全に努める。

## エ 火葬施設の整備

本市では、「佐伯市火葬場統廃合計画」に基づき、統廃合を行った火葬施設を有効に利用する必要がある。そのために老朽化した設備（火葬炉等）の整備の促進に努める。

## オ 消防の推進

消防装備・設備の面では、消防団用無線機器の配備、消防機庫の整備や積載車及び消防車両等の購入、更には防火水槽の整備を行い、より一層の充実に努める。また人員の面では、消防団の育成を図るとともに、地域の条件の変化に合わせて人員配置の適正化を進めて行く必要がある。また、避難場所の確保や住民の防火意識の高揚にも積極的に取り組んでいく。

## カ 環境衛生の推進

本市では、廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の体制を堅持するとともに、リサイクルの更なる推進により、廃棄物の適正処理に取り組む。また、BDF（バイオディーゼル燃料）や太陽光・バイオマス等、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、エネルギーの地産地消による循環・分散型エネルギーシステムの導入による災害に強く、低炭素な地域づくりを推進する。

なお、特に推進するソフト事業として、3Rの推進に向けた啓発事業に取り組み、特に生ごみの減量や資源ごみの回収を促進する。公衆衛生の面では、火葬施設等の統廃合による適正配置に努める。

## キ 住環境の整備

公営住宅等を長期にわたって有効に活用するため、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画書」を策定し定期的な点検の実施と予防保全的な観点での修繕に努める。

民間住宅については、戸建て木造住宅の耐震化に対する助成金や集合住宅のアスベスト対策等により安全・安心な住環境づくりに努める。

## ク 公園・緑地の整備

公園・緑地は、都市生活に潤いをもたらすだけでなく、児童の安全な遊び場や高齢者の憩いの場としての市民レクリエーションのスペースであることから「花のあるまちづくり事業」等を活用し、季節の花で潤う緑地づくりを行う。また、災害発生時には避難場所及び災害の緩衝地帯として、さらに大気浄化や防音等、市民生活に大きな役割を果たしていることから、公園・緑地の配置の適正化や緑化推進を図るとともに、計画的、体系的な緑地の保全・整備・管理に努める。

なお、生活環境分野全般におけるソフト事業として、景観や環境の保全に向けた自然環境調査、農地・水・環境保全向上対策事業等に取り組む。



## (3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備	(1) 水道施設	送配水管整備事業 老朽管布設替、送配水管新設	佐伯市	
		上岡第2浄水場設備更新事業 電気、機械設備更新	佐伯市	
	上水道	配水施設耐震補強事業 配水池耐震補強4箇所	佐伯市	
	簡易水道	宇目東部、大原、重岡簡易水道統合事業 配水管布設1.0式、電気計装設備1.0式	佐伯市	
		鶴見中央簡易水道基幹改良事業 電気、計装設備更新	佐伯市	
		上浦蒲戸福泊統合簡易水道前処理濾過設備事業 濁水処理機設置1.0式	佐伯市	
		直川中央、川原木簡易水道統合事業 配水池増設V=30m <sup>3</sup> 連絡管L=1140m	佐伯市	
		蒲江簡易水道中央監視システム統合事業 監視システム3系統の統合	佐伯市	
		佐伯市遠方監視システムクラウド化更新事業 遠方監視システム更新1.0式	佐伯市	
		送配水管整備事業 老朽管布設替、送配水管新設	佐伯市	
	その他	飲料水供給施設遠方監視システムクラウド化増強事業 ・機器整備1式 ・遠方監視システム改造 1式	佐伯市	
	(2) 下水処理施設	佐伯市公共下水道事業 終末処理場改築、汚水管理設等	佐伯市	
		特定環境保全公共下水道事業 蒲江処理区浄化センター建設、汚水管理設等	佐伯市	
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 終末処理場改築、汚水管理設等	佐伯市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業 処理場、管路施設改築	佐伯市	
	漁業集落排水施設	漁業集落排水事業 処理施設長寿命化計画策定、改築等	佐伯市	
	その他	佐伯市浄化槽整備計画事業 5人槽800基、7人槽100基、10人槽25基	佐伯市	
		浄化槽市町村整備推進事業 5人槽85基	佐伯市	
	(3) 廃棄物 処理施設	エコセンター番匠津波対策事業	佐伯市	
		廃棄物運搬車両整備事業	佐伯市	
		エコセンター番匠延命化事業	佐伯市	
		最終処分場延命化事業	佐伯市	
	し尿処理施設	し尿処理施設長寿命化改修事業	佐伯市	
	(4) 火葬場	火葬場施設長寿命化改修事業	佐伯市	
		火葬場解体事業	佐伯市	
	(5) 消防施設	佐伯市消防署庁舎建設事業 東部分署建設工事	佐伯市	
		佐伯市消防署庁舎建設事業 上浦派出所建設工事	佐伯市	

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		非常備消防施設整備事業 佐伯市消防団無線整備 (242基)	佐伯市	
		高機能消防指令システム中間更新事業 指令システム装置等オーバーホール一式	佐伯市	
		消防防災設備等整備事業 救急車、資機材搬送車、消防化学車、救助工作車等	佐伯市	
		消防防災設備等整備事業 (小型動力ポンプ付積載車) (過疎地域分)	佐伯市	
		消防防災設備等整備事業 (小型動力ポンプ付積載車) (辺地地域分)	佐伯市	
		消防防災設備等整備事業 (消防機庫建設) 新築工事 3棟	佐伯市	
		消防防災設備等整備事業 (耐震性貯水槽) 貯水槽 (40t) 10基	佐伯市	
	(6) 公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業 (外壁・屋上防水工事)	佐伯市	
		公営住宅ストック総合改善事業 (給水設備改修工事)	佐伯市	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	環境保全事業 (多面的機能保全向上対策事業、自然環境調査、佐伯市バイオディーゼル燃料推進事業) 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域において、豊かな自然環境はまさに宝であり、その保全や有効活用に対する施策の推進が望まれている。 (事業の詳細) 恵まれた自然環境の維持・保全を図るとともに、その恵みを生かした取組を行う。 (具体の事業と効果) 多面的機能保全向上対策事業、自然環境調査、佐伯市バイオディーゼル燃料推進事業 【効果】 豊かな自然を今一度見つめなおすことができるとともに、活動を通じて環境への関心を高めることができる。	佐伯市	
		3R推進事業 【事業概要】 (事業の背景) 循環型社会の構築に向けた取組は、自治体経営における基本メニューとなってきた。山・川・海の自然環境に恵まれた本市においては、その事業推進により、特に住民の意識向上が望まれる。 (事業の詳細) リサイクル推進啓発事業 (具体の事業と効果) 3R (排出抑制、再利用、再生利用) の推進啓発を進める。ダンボールコンポスト等生ごみ処理容器の普及、紙ごみの減量等、環境に配慮した暮らしの意識付けを図ることができるとともに、地域環境の保全にもつながる。	佐伯市	
		区防犯灯維持管理費助成事業 【事業概要】 (事業の背景) 区又は区の防犯灯維持管理団体等は、区域内に設置している防犯灯の電気料金等の維持管理を行っている。防犯灯は年々増加傾向にあるため、その費用負担軽減を行うものとして本事業を行うようになった。 (事業の詳細) 区又は区の防犯灯維持管理団体等が維持管理を行う防犯灯に対する維持管理費の一部を補助金として交付するもの。 (具体の事業と効果) 本事業を行うことで、維持管理費の経費負担の軽減を図ることができる。	佐伯市	
		孤立集落対策事業	佐伯市	

## (3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		公共施設等総合管理計画推進事業	佐伯市	
		佐伯文化会館解体事業	佐伯市	
	(8) その他	河川改良単独事業 (女島排水路改修)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (城村川改修)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (檜野川改修)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (常盤川改修)	佐伯市	
		河川維持補修事業 (市内一円)	佐伯市	
		雑排水施設整備事業 (市内一円)	佐伯市	
		雑排水施設整備事業 (八幡地区折戸)	佐伯市	
		雑排水施設整備事業 (下城地区ほか仮設排水ポンプ施設整備)	佐伯市	
		市町村営急傾斜地崩壊対策事業	佐伯市	
		市単独急傾斜地崩壊対策事業	佐伯市	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金 (災害対策費砂防費負担金)	大分県	
		津波危機管理対策緊急事業 (災害対策費負担金)	大分県	
		馬場常盤線街路事業	佐伯市	
		藤原高畑線街路事業	佐伯市	
		野岡中芳島線街路事業	佐伯市	
		上城地区防災避難広場整備事業 (佐伯市総合運動公園)	佐伯市	
		公園施設長寿命化計画策定調査事業	佐伯市	
		公園施設長寿命化対策支援事業	佐伯市	
		住宅・建築物耐震改修促進事業 (耐震診断・改修費補助金)	佐伯市	
		アスベスト分析調査補助事業 (アスベスト分析調査に対する助成)	佐伯市	
		防犯灯設置事業	佐伯市	
		佐伯市新庁舎建設事業	佐伯市	
		蒲江振興局建設事業	佐伯市	

## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉の充実

住民基本台帳からみた本市の平成26年9月末の高齢化率は34.7%であり、65歳から74歳人口が占める割合は15.9%、75歳以上人口が占める割合は18.8%と、国より速いスピードで高齢化が進んでいる。また、要支援者・要介護者数においても年々増加傾向にある。

高齢者の多くは住み慣れた地域や家庭での生活を希望している。しかし、高齢者を取り巻く環境は、価値観の多様化、核家族化、扶養意識の変化、女性の社会進出などにより変化し、地域や家庭での介護機能が低下している状況にある。今後は、介護保険制度下での介護サービス及び在宅福祉サービスの充実が課題である。

また、保護や援助の対象としてだけでなく、高齢者が持っている能力を十分に生かしながら社会参加できるような機会の提供と環境の整備が重要となっている。これからの高齢社会は「生涯現役」という発想が必要であるという認識に立って、介護予防のための健康づくりの推進を図り、高齢者の生活をより充実させるような仕組みが必要である。

#### イ 障がい者福祉の充実

障がい者の様々な分野への社会参加意欲が高まるなか、一方において障がい者自身の高齢化とともに、介護者の高齢化による家庭介護機能の低下など、障がい者介護を取り巻く環境には厳しいものがある。

地域社会において障がい者が自立し、社会参加できる環境づくりを進めるとともに、障がい者が安心して日常生活を送ることができ、介護者の負担が軽減できるように、障がいの程度や種類に応じた適切な福祉サービスが求められている。

#### ウ 地域福祉の充実

少子・高齢化の進行、核家族化、女性の社会進出など社会情勢が変化しているなかで、福祉の概念は幅広くなり、そのニーズは多様化するとともに増大している。そのため、すべての住民が生涯にわたり、地域社会の中で安心して生活のできる質の高い社会を形成していくには、地域や家庭が有している従来からの扶助機能に加えて、ボランティアなどの新しい福祉コミュニティの担い手の育成・活用が肝要となっている。

#### エ 子育て支援の充実

核家族化の進行や女性の就労機会の増大、週休二日制の定着や学校五日制などの社会変化に伴って子どもを取り巻く環境は大きく変化している。また、昼間保護者のいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に遊びを主とした児童の安全かつ健全な育成を図ることが課題となっている。そのため、これまで以上に子どもや家庭に対する充実した施策が必要であるとともに、妊娠中からのきめ細やかな保健サービスや支援等、保育幼児教育施設の果たすべき役割が高まっている。

### (2) その対策

#### ア 高齢者福祉の充実

高齢者が安心して充実した暮らしが送れるように、健康づくりの推進、生きがい活動の支援及び在宅福

祉サービスの充実を図る。また、介護保険制度が効率的かつ機能的に運用できるように、介護保険制度を支える総合的な体制の構築に努める。さらには、高齢者福祉施設及び介護保険施設の整備や介護保険対象外の在宅福祉サービスの充実に努める。

なお、高齢者福祉の分野において特に推進するソフト事業として、老人クラブへの助成事業やさいきの茶の間運営事業を実施する。

#### イ 障がい者福祉の充実

真に豊かな成熟社会を築いていくためには、障がいのある人々が社会の構成員として自立した生活を送ることができるようにノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の実現が必要である。障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるように、訪問系・日中活動系・居住系などの障害福祉サービスや相談支援体制の充実を図るとともに、住民、民間団体、地域福祉団体との連携を強化し、総合的な障がい者福祉を展開する。

#### ウ 地域福祉の充実

本市では福祉コミュニティの重要な担い手である社会福祉協議会への支援をしていくとともに、地域福祉活動の新しい担い手として期待されるボランティア団体やNPOの育成・支援を行うとともに、地域コミュニティの核となる地域福祉センターなどの施設の整備に努める。

また、民生委員や児童委員との連携を図りながら、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める。

さらには、高齢者や障がいのある人々が自由に行動でき、地域社会において平等に参加できるように、家庭内だけでなく、市全体のバリアフリーの推進に努める。

#### エ 子育て支援の充実

利用しやすく、多様なニーズに対応できる児童福祉施設等の整備拡充を図り、また、近年問題となっている若い母親の孤立化に対応すべく、育児相談や親子の交流ができる子育て支援センター、親子ひろば等を拡充させるとともに、地域ぐるみで子育て支援できるよう母親クラブやファミリー・サポート・センターの充実を図る。

なお、特に推進するソフト事業として、子宝支援事業、さいきっ子医療費助成事業を実施する。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 高齢者 福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム豊寿苑改修事業	佐伯市	
	その他	さいきの茶の間運営事業補助金	佐伯市	
		佐伯市在宅高齢者住宅改造助成事業(補助金)	佐伯市	
		地域介護・福祉空間整備等施設整備 (スプリンクラー整備等)	佐伯市	
		老人福祉施設特殊浴槽購入事業	佐伯市	
		上浦浅海井デイサービスセンター施設整備事業	佐伯市	
		鶴見高齢者生活福祉センター施設整備事業	佐伯市	
		米水津高齢者生活福祉センター施設整備事業	佐伯市	
		佐伯市老人福祉センター施設整備事業	佐伯市	
		保健福祉センター和楽施設長寿命化事業	佐伯市	
		老人福祉施設長寿命化事業	佐伯市	
	(3) 児童福 祉施設	中心市街地保育所整備事業	佐伯市	
		保育所等整備交付金事業	佐伯市	
	保育所	つるおか保育所(仮称)建設事業	佐伯市	
	その他	米水津(よのうづ)児童クラブ整備事業	佐伯市	
		海の子児童クラブ整備事業	佐伯市	
		木立(ゆめっ子)児童クラブ整備事業	佐伯市	
		蒲江児童クラブ整備事業	佐伯市	
	(3) 認定こ ども園	蒲江認定こども園整備事業	佐伯市	
		認定こども園等施設整備交付金事業	佐伯市	
		うめこども園整備事業	佐伯市	
	(8) 過疎地 域自立促進特 別事業	<p>高齢者福祉事業</p> <p><b>【事業概要】</b> (事業の背景) 高齢化が進む過疎地域において、高齢者が元気に活力に満ちて暮らすことができる環境の整備が望まれている。 (事業の詳細) 高齢者の生きがいと健康づくり、豊かな暮らしの支援等を目的として取り組む。 (具体の事業と効果) 老人クラブ助成事業等</p> <p><b>【効果】</b> 高齢者を敬う心豊かな地域づくりに資するとともに、仲間同士で集い、生きがいと健康づくり事業を実施することで、住民活力の向上につながる。</p>	佐伯市	

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>さいきっ子医療費助成事業  <b>【事業概要】</b>                      (事業の背景)                      過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促すうえで児童福祉事業は必要不可欠なものとなっている。                      (事業の詳細)                      中学生までの子どもにかかる医療費の助成を行う。                      (具体の事業と効果)                      中学生までの子どもにかかる医療費の助成を行い、早期に治療を促進することにより、子どもの健全育成の向上を図り、子育て環境をサポートする。</p>	佐伯市	
		<p>子宝支援事業  <b>【事業概要】</b>                      (事業の背景)                      過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、少子化対策の促進を促すうえで必要不可欠なものとなっている。                      (事業の詳細)                      不妊治療を行っている夫婦に助成金を交付する。                      (事業の効果)                      不妊治療費の一部の助成を行うことで、経済的負担の軽減と少子化対策の促進を図ることができる。</p>	佐伯市	
		緊急通報システム事業	佐伯市	
	(9) その他	在宅重度障がい者住宅整備事業 (補助金)	佐伯市	

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

へき地保健医療対策は、地域の医療サービスの確保のため、国保診療所を設置しているが、国保診療所（へき地診療所）は、過疎化に伴う受診者数の減少による経営の悪化、行財政改革及び医師確保の困難性により、平成 23 年度から順次指定管理者制度による管理運営に移行しており、今後も引き続き経営の効率化を図っていく。

また、国の医療福祉の制度改正において、超高齢社会を見据えた、高齢者が地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が求められており、特に、在宅医療・介護連携の推進として医療と介護の連携強化に取り組むことが求められている。

こうした状況を踏まえて、超高齢社会に対応して、安心・安全な地域医療体制の維持を図るには、限られた医療資源や財政負担の中で、効率的かつ総合的な医療提供体制の確立が必要である。

### (2) その対策

厳しい財政状況から人員削減を始めとする行財政改革の中でへき地医療を確保するため、指定管理者制度による国保診療所の管理運営を推進しているが、指定管理者に応募する医療機関は医師の確保が課題となっている。このため、指定管理者の医師確保が容易となるようなシステムを構築するよう、県などに働きかけ、へき地診療所の安定的な運営ができるよう努めていく。

また、地域医療の確保のため、在宅当番医制、病院群輪番制や離島における救急搬送に加え、無医地区の患者輸送体制の確立及びコミュニティバス事業と連携した通院手段の確保を行っていく。



(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所設備整備事業	佐伯市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	地域医療体制整備事業 <b>【事業概要】</b> (事業の背景) 過疎地域において、安心して暮らすためには地域医療の充実が欠かせない。その体制整備を図ることが自治体の責務にもなっている。 (事業の詳細) 在宅当番医制事業、病院群輪番制事業、離島搬送船舶活用事業等 (具体の事業と効果) 休日や年末年始に診療を行う在宅当番医の業務を医師会に委託するとともに、夜間や休日に診療を行う在宅当番医からの転送患者に対して必要な診療機能、専門病床、医師等を確保する第二次救急病院に対して事業費の一部を補助することで、地域の医療体制を補強することができる。	佐伯市	

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育の充実

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園においては、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長している。

小・中学校においては、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進し、個性を生かす教育の充実に努めている。中でも、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視している。学力の向上は喫緊の課題であり、その課題解決に向けて、佐伯市全体で共通理解を図りながら、引き続き取組を推進していかなければならない。

本市の園児・児童・生徒数の動向について平成16年度と平成27年度の学校基本調査を比較してみると、幼稚園は31園・1,014人が、20園（内休1園）・359人と、11園・655人の減少となっている。小学校は40校・4,449人が、29校・3,423人と、11校・648人の減少、中学校は15校・2,416人が、15校・1,820人と、596人の減少となっている。園児・児童・生徒数の減少が続き、学校の統廃合が行われてきた。

幼稚園については、サポーターの配置により、2人以上の体制が確保できるようになったが、ほとんどが小規模園であり、少人数による教育効果及び指導体制に課題がある。また、小学校においては、平成27年度、2複式の学校が9校ある。複式学級での教育内容の充実とともに、適正規模化による教育活動の保障が求められている。

学校施設については、平成27年度末に耐震化が完了したことから、今後は快適な学校環境整備を目指し、老朽化した施設の整備を進めていく必要がある。また、学校の統廃合に伴い、廃校施設の計画的な解体等に取り組むことが急務となっている。

また、給食施設の一部の施設については老朽化が進んでおり、その対策が必要である。

#### イ 社会教育の推進

高齢化や人口減少の中、社会教育行政には、地域の主人公である住民が主体的・自律的に、地域課題を解決できるよう、広い意味での学びを通じた気づきや行動・活動に至るプロセスを支援する役割が求められている。また、生涯の各期において、生涯学習を推進する体制の整備のほか、国際化、情報化の進展などの社会の変化に伴い、より高度な知識や技術の習得を目指すなど多様な学習機会の提供が求められ、学習活動の成果を発表する場づくりや、学習成果を社会に還元する仕組みづくりも重要である。

また、市民の生涯学習の支援とコミュニティづくりの拠点となる地区公民館、図書館、視聴覚センターなどの社会教育施設の機能の充実や整備、有効活用を図らなければならない。

#### ウ 社会体育の振興

生活水準の向上や自由時間の増大に伴いスポーツに対する関心が高まっている。スポーツはあらゆる世代に受け入れられており、さらに地域の親睦・交流の機会として重要な役割を担っている。

本市の社会体育を振興していくためには、これまで築いてきた競技スポーツを振興しつつ、子どもから高齢者まで誰でもができる軽スポーツの普及を図り、気軽に参加し、楽しめる生涯スポーツを振興する必要がある。

施設面においては、各種スポーツに対応できる施設が整備・充実しているが、老朽化が著しい施設等の計画的な整備が課題となっている。

## (2) その対策

### ア 学校教育の充実

「子どもたちのよりよい成長」を目指すことが学校のミッション（使命）である。そのためには、地域や学校及び児童生徒の実態に応じて掲げた各学校の教育目標を実現させることが重要であり、さらに短期のPDCAサイクルによる、不断の改善が必要となる。そのためには、学校経営の進行管理を各学校が行うとともに、定期学校訪問や要請訪問等を通じて市教育委員会が意図的・計画的にかかわっていくことが効果的であると考え。学力向上については、市教育委員会が策定した「佐伯市学力向上プラン」及び「学力向上に関する今後の取組の徹底」に基づいた取組を推進していく。

また、学校と家庭・地域が一体となって、学校の教育目標の達成に向け協働する、地域に開かれた園・学校づくりを推進する。加えて、医療や福祉関係機関等と連携し、障がいのある幼児・児童・生徒の社会参加・自立に向けた教育支援体制の充実に努める。さらに、過疎化・少子化の状況を見極めながら、学校（園）規模の適正化や学校の適正配置を推進するとともに、学校施設・スクールバス等の整備を図る。また、老朽化した給食施設の整備等も進めていく。その際、現在4地区で行われている小・中一貫教育の全市展開を視野に入れながら検討する。

なお、特に推進するソフト事業としては、特色ある学校づくりサポート事業、スクールバス運行事業等を予定している。

### イ 社会教育の推進

ハード面では公民館等の社会教育施設を「佐伯市総合管理計画」に基づき、施設の耐震化等、計画的な整備に努めていく。ソフト面では市民の生涯学習を支えるために、多様な学習情報の提供と広報活動の推進を積極的に行いながら、成人及び高齢者教室などの充実を図る。また、青少年の体験活動等を通じて自立心や社会性を育てる学校外活動の充実、さらに、地域の「協育」ネットワークを柱に、家庭・学校・地域が連携した家庭教育の推進、図書館や公民館図書室における環境整備やネットワーク、移動図書館車の活用による読書活動の推進、地域と創る表現教育事業、公民館を拠点とした各種の講座や教室、体験活動などの社会教育事業を展開する。

また、すべての住民に基本的人権が保障され、自由で平等な社会を築くため、地域、学校、企業等で人権教育及び啓発の推進に努める。

### ウ 社会体育の振興

すべての住民が生涯にわたって健康で充実した生活が送れるように、幼児から高齢者まで生涯の各期それぞれの年齢・体力・個性などに応じた健康スポーツ活動を推進する。また、地域活性化と住民の期待にこたえるため、競技スポーツの一層の振興を図り、競技力の全国レベルへの向上を目指す。

なお、特に推進するソフト事業として、体育施設及び関連施設の有効活用を図るとともに地域に活力を生み出す、各種キャンプ・スポーツ合宿等の誘致事業や子どもの体力向上や運動能力向上を図るため佐伯っ子体力アップ事業を予定している。

## (3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振 興	(1) 学校教 育関連施設	佐伯小学校管理教室棟、大規模改造事業 校舎1=1,495㎡ 校舎2=1,075㎡	佐伯市		
		校舎	明治小学校管理、特別、教室棟、大規模改造事業 校舎=1,772㎡	佐伯市	
		佐伯南中学校管理、特別、教室棟大規模改造事業 校舎1=1,643㎡ 校舎2=1,596㎡ 校舎3=1,298㎡	佐伯市		
		昭和中学校管理、特別、教室棟大規模改造事業 校舎1=2,188㎡ 校舎2=1,022㎡ 校舎3=909㎡	佐伯市		
		幼稚園エアコン導入事業 市内幼稚園：11園	佐伯市		
		小学校エアコン導入事業 市内小学校：14校	佐伯市		
		中学校エアコン導入事業 市内中学校：13校	佐伯市		
		米水津統合小学校整備事業 校舎=1,826㎡ 食堂棟=163㎡ 体育館等	佐伯市		
		廃校施設等解体事業 西上浦小解体、上入津小解体、本匠東小解体、重岡小解体、木浦小・中 解体、その他解体	佐伯市		
		渡町台小学校施設整備事業	佐伯市		
		小学校給食搬入口整備事業	佐伯市		
	屋内運動場	東雲小学校屋内運動場、不適格改築事業 屋内運動場=507㎡	佐伯市		
		廃校施設等解体事業 その他解体	佐伯市		
	水泳プール	渡町台小学校施設整備事業(プール改修工事) プール=400㎡	佐伯市		
		廃校施設等解体事業 猪串小プール解体、その他解体	佐伯市		
		鶴谷中学校プール施設整備事業(塗装改修) 水面積：400㎡	佐伯市		
	教職員住宅	廃校施設等解体事業 梶寄教職員住宅解体、本匠教職員住宅解体、西浦教職員住宅解体、 重岡教職員住宅解体、越野教職員住宅解体、その他解体	佐伯市		
	スクールバ ス・ボート	スクールバス購入事業 中型バス・マイクロバス等	佐伯市		
	給食施設	学校給食センター整備事業	佐伯市		
		学校給食調理場厨房機器改善事業	佐伯市		
		学校給食配送車購入事業	佐伯市		
	その他	鶴見中学校擁壁改修事業 L=165.1m	佐伯市		
		廃校施設等解体事業 その他解体	佐伯市		
	(2) 幼稚園	廃校施設等解体事業 色宮幼稚園解体、本匠東幼稚園解体、その他解体	佐伯市		
		幼稚園施設整備事業(屋根改修) 佐伯東、鶴岡、上堅田	佐伯市		
	(3) 集会施 設、体育施設 等	八幡地区公民館建設事業 新築1棟	佐伯市		

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	公民館	青山地区公民館建設事業 新築1棟	佐伯市	
		公民館施設等改修整備事業 (耐震化及び大規模改修)	佐伯市	
	体育施設	佐伯市総合運動公園陸上競技場改修事業 インフィールド芝生改修工事 A=2,054㎡	佐伯市	
		佐伯市総合運動公園宿泊研修施設建設事業 新築1棟 A=700㎡	佐伯市	
		市民総合プール大規模改修事業 調査、設計委託、改修工事	佐伯市	
		佐伯市総合運動公園野球場大規模改修事業 (スコアボード改修設計、改修工事)	佐伯市	
		佐伯市総合運動公園テニスコート改修事業 人工芝張替修繕	佐伯市	
		佐伯市総合運動公園駐車場改修事業 舗装工事A=1,300㎡	佐伯市	
		佐伯市総合体育館改修事業 アリーナ壁板張替工事	佐伯市	
		番匠体育館・野岡体育館照明設備改修事業 改修工事A=2439.4㎡	佐伯市	
		番匠体育館屋根等大規模改修事業 改修工事A=1476.2㎡	佐伯市	
		鶴見テニスコート整備事業	佐伯市	
		佐伯市総合運動公園多目的広場改修事業 芝張替修繕	佐伯市	
		野岡体育館耐震化事業 (耐震診断、実施設計)	佐伯市	
	図書館	図書館システムクラウド化事業	佐伯市	
	その他	社会教育施設等改修整備事業	佐伯市	
(4) 過疎地 域自立促進特 別事業	義務教育振興事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域においても、教育環境の整備が望まれている。 (事業の詳細) 地域の実情に即した特色ある学校づくりを推進する。 (具体の事業と効果) ・特色ある学校づくりサポート事業 ・スクールバス運行事業 (効果) それぞれの地域に根ざした教育を実践することで、子どもたちに心の豊 かさや暮らし力を身につけさせることができる。ひいては、地域の担い 手の育成につながる。	佐伯市		

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>社会教育事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域の住民にとって、社会教育や生涯学習は、生きがいきづくりの場として欠かせない存在となっている。 (事業の詳細) 住民の自己研鑽活動に寄与し、地域づくりや生きがいきづくりにつながる事業を実施する。 (具体の事業と効果) 社会教育単独事業、読書活動推進事業、表現教育事業、地域「協育」ネットワーク事業等 〔効果〕 住民の余暇活動にいろいろが生まれるとともに、自己研鑽の場や生きがいきづくりの機会を提供することで、豊かな生活と住民活力の向上を図ることができる。</p>	佐伯市	
		<p>スポーツ振興事業 【事業概要】 (事業の背景) 近年、生きる力を育む体力の向上が重要施策となってきた。また、スポーツの実施・観戦は、生活に活力とゆとりを与える。 (事業の詳細) 子どもの体力の向上及び運動能力の二極化を解消するため、幼稚園、小学校低学年を対象とした各種スポーツ体験教室や親子運動体験会の開催や、指導者への指導クリニックを行う。スポーツ施設を活用し、プロ・大学等のスポーツキャンプや合宿等を誘致する。 (具体の事業と効果) キャンプ・スポーツ合宿等誘致事業、佐伯っ子体力アップ事業 (事業の効果) キャンプ等を誘致することで地域に活力が生まれ、交流や経済活動が活発化するとともに、幼少期からの運動の習慣化を図ることで、生涯にわたってのスポーツの実施や地域で行われるスポーツイベント等への参加意識が高まり、住民活力の向上や健康増進につながる。</p>	佐伯市	

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

心の豊かさや質の高い生活が重視されるなかで、文化に対する関心も高まってきている。文化は地域の活力の源泉になるものであり、文化を核とした地域の構築が求められている。

本市には梅牟礼城や佐伯（鶴屋）城などの城跡があるほか、佐伯氏から毛利氏へと続く中世から近世への地域文化を今に伝えるものなどが数多く大切に保存されており、それぞれの地域には歴史と風土の中で育まれた様々な地域固有の文化があり、これらの文化を継承するとともに、市民が気軽に文化にふれあい、親しみ、自由で多彩な文化を創造することのできる環境づくりが求められている。

今後は生活様式の変化や価値観の多様化などの、社会環境の変化に伴い、固有の貴重な民族資料や伝統文化を次世代に残す取組が必要である。

### (2) その対策

地域の文化遺産を保存・活用するとともに、学問的かつ体系的に整理し閲覧できるように歴史・民俗資料館等の整備に努める。また、温暖な風土と豊かな自然に生まれ、各地域において伝承されている郷土芸能などの地域文化を継承するとともに、その振興を図る。

さらには、住民の文化に対する関心をより高めるために各種文化団体を支援するとともに、質の高い芸術文化を鑑賞する機会の提供を図る。

なお、特に推進を図るソフト事業として、藩政史料刊行事業や遺跡群発掘調査事業といった文化振興事業に取り組む。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化 の振興等	(1) 地域文 化振興施設等 その他	歴史資料館整備事業 三余館改修工事、外構工事	佐伯市	
		佐伯文化会館用地購入及び公園整備事業 用地購入費、公園整備工事	佐伯市	
	(2) 過疎地 域自立促進特 別事業	文化振興事業 【事業概要】 (事業の背景) 伝統文化の保存・継承は地域住民にとって、郷土愛やコミュニティの醸成 を図る上で、非常に重要なものである。 (事業の詳細) 地域の文化財の保存・公開・調査・研究、市民や児童生徒を対象とした 歴史学習の場の提供など (具体の事業と効果) 藩政史料刊行、遺跡群発掘調査、蒲江の漁労用具保存、芸術文化資料修 復、歴史講座、歴史体験学習、特別展の開催など (効果) 伝統文化の保存・継承・活用することで地域住民にとって、郷土愛やコ ミュニティの醸成を図ることができる。	佐伯市	



## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

少子高齢化や核家族化が進行するなか、宅地や住宅の需要は若い世代を中心にあるものの、山間部・海岸部地域においては地形的に十分な宅地の確保が困難な状況にある。各地域において人口の流出に歯止めをかけ、地域の協力体制を整えながら集落の維持に努める必要がある。

また、過疎化の進行とともに、空き家が増加してきていることから、定住対策と景観上及び防犯・防災上の対策が喫緊の問題である。

少子高齢化や核家族化が進行するなか、空き屋や荒廃農林山地が増え続け、小規模集落の増加にも歯止めがかからない状況である。また合併以後、地域の中核施設の統廃合が進んだこともあり、地域の活力に低下が見られる。また人口減少に伴うコミュニティ力の弱体化が進行し、集落の伝統行事等の継続も困難になりつつある。住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちづくりが課題となっている。

### (2) その対策

この対策に向けては、官民をあげて関係各機関が連携を密にすることはもとより、それぞれの地域の特性を生かした取組を行うことが重要となる。特に推進するソフト事業としては、集落等の課題に迅速に対応する地域緊急対策事業、健全な自治活動の発展・活発化を促進する自治会活動助成事業、地域支援員や地域おこし協力隊等による集落支援事業、離島振興対策助成事業、地域づくり支援事業、老朽危険空き家除却促進事業等にそれぞれ取り組む。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>空き家対策事業 (除却) (老朽危険空き家除却促進事業) 【事業概要】 (事業の背景) 過疎化等により放置された空き家は、時間の経過とともに老朽危険空き家に姿を変えて周辺住民の生活を脅かしており、増加の一途を辿っている。</p> <p>(事業の詳細) 空き家等の所有者等からの申出により、空き家の危険度を判定し一定の要件を満たした空き家を老朽危険空き家として、その除却費用の一部を補助するもの。</p> <p>(具体の事業と効果) 老朽危険化した空き家の除却を促進することで、市民の安全・安心で良好な居住環境の確保につながる。</p>	佐伯市	
		<p>地域緊急対策事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域の各集落において、緊急時に迅速かつ柔軟に事業を実施できる体制づくりは欠かせず、自治体との連携による取組が望まれている。</p> <p>(事業の詳細) 各地域や集落において、突発的な簡易施業等が発生した際に、その事業経費を補助するもの</p> <p>(具体の事業と効果) 上記の事業を実施することで、住民が迅速にまた安心して集落活動に取り組むことができるとともに、むらづくりや地域づくりの機運を高めることにもつながる。</p>	佐伯市	
		<p>集落支援事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域の中においても、特に支援が必要な小規模集落に対する自治体の施策が構築されるようになってきた。</p> <p>(事業の詳細) 支援が必要と思われる地域に対し、地域支援員を配置し、その集落や地域の課題解決に向けたサポートを実施する。</p> <p>(具体の事業と効果) 地域支援員を配置し、地域の声をつぶさに聞くとともに、自治体や協力企業等との架け橋となることで、小規模集落の活性化が見込まれるとともに、新たな地域間交流が芽生える。</p>		
		<p>離島振興対策助成事業 【事業概要】 (事業の背景) 過疎地域の自立促進を考える上で、離島振興対策は欠かせない。しかし、現実的にはこれまで離島振興のソフト事業対策を打ち出せていなかった。</p> <p>(事業の詳細) 離島の特性を生かした、活性化事業の実施に対して助成する。</p> <p>(具体の事業と効果) 離島の住民または活性化をめざす人たちの活動を支援することで、島に活力が宿るとともに交流の促進や定住促進にもつながる。</p>		
		<p>自治振興事業 【事業概要】 (事業の背景) 少子高齢化や人口減少が進行するなか、過疎地域の自立促進を図る上で、自治会単位での健全な活動の発展・活発化を促進させる必要がある。コミュニティの基本単位である自治会の活動は欠かせない。</p> <p>(事業の詳細) 自治会の活動助成として自治活動交付金交付要綱に基づき行う事業。 自治委員会連合会及び各地区自治委員会への運営に対し補助金の交付を行う事業</p> <p>(具体の事業と効果) 上記事業を行うことで、各自治会及び各地区等のコミュニティの形成と発展に寄与し、円滑な地域活動を推進することができる。</p>	佐伯市	

## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

地方分権が進展する中、地方には、自主性・自立性を持ったまちづくりが求められている。地域の個性を生かして、魅力ある地域をつくるためには、住民の市政への参加を促進し、住民と行政の連携した取組が不可欠である。住民が自ら判断するための行政情報を開示し、発言できる場を提供するなど、住民参加のシステム整備を行う必要がある。さらに、人口の減少、生活行動圏の拡大によって地域連帯意識の希薄化が深刻化する中で、青少年健全育成、防犯、消防防災活動、環境美化活動など様々な分野において、コミュニティ活動の必要性は増している状況にあり、コミュニティを支える自治会や、地域のために活動するボランティア団体などとも連携を図る必要がある。

### (2) その対策

住民との行政情報の共有化を図るため、ケーブルテレビやインターネットの活用などによって広聴・広報活動を充実・強化することによって、住民が気軽に行政情報を得ることができるような体制整備を進める。

また、各種計画に住民の意見を反映させるため、地域振興審議会を始め、各種審議・協議会などへの住民の起用を拡大し、開かれた行政を目指す。

自治会等への支援や、コミュニティ活動を支える人材の育成を図る。さらに、社会問題や住民ニーズが多様化・複雑化しているなか、文化、教育、福祉、環境、産業など様々な分野で活動を進める NPO 法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体、まちづくり団体などの重要性が高まっている。そのため、これらの団体が各種行事や人材育成研修会等を開催する場合などに支援を行い、団体活動の促進を図る。また、NPO 法人の設立方法などの情報を提供し、住民が行う公益活動の拡充を支援する。

この中で、特に推進するソフト事業として、住民の地域づくり意欲を高める佐伯市地域活性化チャレンジ事業、地域づくり人材育成事業、食のまちづくり推進事業（食育推進啓発・地産地消推進等）、NPO 活動支援事業、定住促進対策事業、over 18 プロジェクト等に取り組む。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進 に関し必要な 事項	(1) 過疎地 域自立促進特 別事業	<p>地域づくり活性化事業</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>(事業の背景)</p> <p>地域の活性化を生み出すソフト事業を構築する中で、これまで財源の確保がままならず事業化に至っていなかった取組も多い。今回の過疎法改正により、過疎地域自立促進特別事業が創設されたことを地域づくりのチャンスと捉え、地域性を生かした前向きな住民活動を支援する事業に取り組むこととなった。</p> <p>(具体の事業と効果)</p> <p>地域活性化チャレンジ事業、地域づくり人材育成事業、食のまちづくり推進事業、NPO活動支援事業、定住促進対策事業等</p> <p>(効果)</p> <p>住民の地域づくり意識を高めるとともに、地域の活力と活性化を図ることができる。また、新たな地域振興事業を構築することで、地域の課題に即応した活動を支援することができる。</p>	佐伯市	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	農業振興事業 ・農業振興単独事業 (農業後継者養成奨学金、みかん園新品種更新事業補助金、特産物栽培奨励事業補助金事業、ファーマーズスクール事業新規就農支援事業、農業後継者就農給付金事業、そばの作付促進補助金、麦・大豆振興補助金、さいき農業支援事業、さいき農業集落・農業法人支援事業、水田農業モデル集落支援事業等)	佐伯市	
		農林組織活動支援事業 ・条件不利地域農地保全対策事業等	佐伯市	
		畜産振興事業 ・畜産振興単独事業 (獣医師設置事業補助金、優良種牛精液導入事業補助金、繁殖雌牛導入推進事業補助金等)	佐伯市	
		林業振興事業 (有害鳥獣捕獲事業、椎茸種駒植菌事業、木造住宅建設助成事業、林業用苗木生産事業等)	佐伯市	
		水産業振興事業 ・水産業単独事業 (農林水産物等海外販路拡大支援事業、資源管理実践支援事業、種苗放流事業、漁業後継者・就業者支援対策事業、魚食普及事業、海岸漂着物回収・処理事業など)	佐伯市	
		観光推進事業 ・食観光の推進 ・ツーリズムの推進 ・観光ガイドの充実 ・広域観光の促進等 ・インバウンドの推進	佐伯市	
		地域雇用対策事業 ・ジョブカフェおおいた佐伯サテライト事業	佐伯市	
		商工業振興事業 ・商店街等活性化事業 ・大分地域造船技術センター補助金等 ・空き店舗対策事業 ・買い物弱者支援事業 ・佐伯市創業支援事業 ・さいき地域人材育成事業(さいき立志塾、佐伯市キャリア教育講演会、佐伯メディアプロデューサー養成講座) ・県南地域産業振興事業	佐伯市	
		企業誘致対策事業 ・工業団地推進事業 ・工場設置促進事業等	佐伯市	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	コミュニティ交通整備事業	佐伯市	
		公共交通維持確保事業	佐伯市	

3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	環境保全事業 ・多面的機能保全向上対策事業 ・自然環境調査 ・佐伯市バイオディーゼル燃料推進事業	佐伯市	
		3R推進事業 ・推進啓発事業	佐伯市	
		区防犯灯維持管理費助成事業	佐伯市	
		孤立集落対策事業	佐伯市	
		公共施設等総合管理計画推進事業	佐伯市	
		佐伯文化会館解体事業	佐伯市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	高齢者福祉事業 ・老人クラブ助成事業等	佐伯市	
		さいきっ子医療費助成事業	佐伯市	
		子宝支援事業	佐伯市	
		緊急通報システム事業	佐伯市	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	地域医療体制整備事業 ・在宅当番医制事業 ・病院群輪番制事業 ・離島搬送船舶活用事業等	佐伯市	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	義務教育振興事業 ・特色ある学校づくりサポート事業 ・スクールバス運行事業	佐伯市	
		社会教育事業 ・社会教育単独事業 (各種講座・教室、子ども冒険クラブ等) ・読書活動推進事業 (自動車図書館の整備、地区公民館図書室活用図書館と公民館図書室のネットワーク化等) ・表現教育事業 ・地域「協育」ネットワーク事業等	佐伯市	
		スポーツ振興事業 ・キャンプ・スポーツ合宿等誘致事業 ・佐伯っ子体力アップ事業	佐伯市	
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	文化振興事業 ・藩政史料刊行事業 ・遺跡群発掘調査事業 ・蒲江の漁労用具保存事業 ・芸術文化資料修復事業等 ・歴史資料館運営事業	佐伯市	
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	空き家対策事業(除却) ・老朽危険空き家除却促進事業	佐伯市	
		地域緊急対策事業 ・振興局管内地区要望事業	佐伯市	
		集落支援事業 ・地域支援員活動事業等	佐伯市	
		離島振興対策助成事業 ・離島活性化補助事業等	佐伯市	
		自治振興事業 ・自治活動交付金事業等	佐伯市	

<p>9 その他地域の自立促進に関し必要な事項</p>		<p>地域づくり活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化チャレンジ事業</li> <li>・地域づくり人材育成事業</li> <li>・食のまちづくり推進事業</li> </ul> <p>(食育推進啓発事業、地産地消推進事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO活動支援事業</li> <li>・定住促進対策事業等</li> <li>・over 18プロジェクト等</li> </ul>	<p>佐伯市</p>	
-----------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	--